第 6 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成28年2月23日

開会中

場所全員協議会室

第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年2月23日(火曜日)

午前9時59分開議午前0時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補 正予算(第6号)

議案第3号 平成27年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成27年度熊本県市町村振興 資金貸付事業特別会計補正予算(第1 号)

議案第14号 平成27年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

議案第19号 平成27年度熊本県一般会計補 正予算(第7号)

議案第20号 平成28年度熊本県一般会計予 算

議案第23号 平成28年度熊本県収入証紙特 別会計予算

議案第30号 平成28年度熊本県市町村振興 資金貸付事業特別会計予算

議案第34号 平成28年度熊本県公債管理特 別会計予算

議案第39号 熊本県職員の退職管理に関す る条例の制定について

議案第40号 熊本県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 熊本県職員の特殊勤務手当に 関する条例等の一部を改正する条例の 制定について

議案第42号 熊本県一般職の職員等の給与 に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

議案第43号 熊本県職員等退職手当支給条

例の一部を改正する条例の制定につい て

議案第44号 熊本県手数料条例等の一部を 改正する条例の制定について

議案第45号 熊本県職員等恩給条例の一部 を改正する条例の制定について

議案第46号 熊本県住民基本台帳法施行条 例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 熊本県税条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第70号 包括外部監査契約の締結について

閉会中の継続審査事件について

報告事項

- ①御所浦地域振興策の進捗状況について
- ②天草の﨑津集落を含む「長崎の教会群と キリスト教関連遺産」の推薦取下げに ついて
- ③川辺川ダム問題について

その他

①平成27年度 総務常任委員会における 取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 髙 野 洋 介 副委員長 渕 上 陽 員 岩 下 栄 委 委 員 池 田 和 貴 委 員 小早川 宗 弘 委 員 西 聖 委 員 西 山 宗 孝 員山本伸裕 委

欠席委員(なし) 委員外議員(なし) 説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹 危機管理監 能 登 哲 也

秘書課長 島 田 邦 満

広報課長 吉 永 明 彦

危機管理防災課長 沼川 敦 彦

知事公室付政策調整監 平 井 宏 英

総務部

部 長 木 村 敬

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 永 井 正 幸

政策審議監 古 閑 陽 -

総務私学局長 加 久 伸 治

人事課長 青 木 政 俊

財政課長 正 木 祐 輔

県政情報文書課長 田 原 牧 人

首席審議員兼

総務事務センター長 古 谷 秀 晴

管財課長 柳 田 紀代子

私学振興課長 橋 本 有 毅

市町村課長兼

県央広域本部総務部長 竹 内 信 義

消防保安課長 松 岡 大 智

税務課長 斉藤浩幸

企画振興部

企画振興部長 島 崎 征 夫

政策審議監 坂 本 浩

地域・文化振興局長 山 本 國 雄

交通政策・情報局長 福 島 誠 治

首席審議員兼企画課長 吉 田 誠

地域振興課長兼

県央広域本部振興部長 横 井 淳 -

文化企画:

世界遺産推進課長本田

川辺川ダム総合対策課長 水 谷 孝 司

交通政策課長 藤 井 一 恵

政策監 小金丸 健

情報企画課長 松 永 正 伸

統計調查課長 上 田 英 典

出納局

会計管理者兼出納局長 山 本 理

首席審議員兼会計課長 瀬 戸 浩 一

管理調達課長 田 上 英 充

人事委員会事務局

局長宮尾 尚

首席審議員兼総務課長 吉 富 寛

公務員課長 井 上 知 行

監査委員事務局

局長牧野俊彦

首席審議員兼監査監 本 田 雅 裕

監査監 小 原 信

監査監 千 羽 一 樹

議会事務局

局長佐藤伸之

次長兼総務課長 中 島 昭 則

議事課長 塘 岡 弘 幸

政務調査課長 冨 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆さんおはようございま す。

ただいまから、第6回総務常任委員会を開 会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題 とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。 説明に当たっては、効率よく進めるために着 座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願い いたします。 ○木村総務部長 ありがとうございます。委員長の御指示のとおり、補正、当初、条例の順番で説明いたします。まず補正でございます。

議案第1号といたしまして、執行見込みの精査と職員給与の改定などで191億1,900万の減額の補正と、同じく、今度は議案19号で、国の補正予算への対応ということで、地方創生加速化交付金を活用した事業やTPPの関連など、239億9,200万のこれは増額の補正をしております。両方を合わせまして48億7,300万の増額補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、28年度の当初予算につきましては、3月に知事選挙を控えていることから、いわゆる骨格予算の編成とさせていただきまして、義務的経費ですとか継続事業に要する経費を中心に編成しております。

一方で、新規性のある事業につきまして も、年度当初から事業に着手しなければ、県 民生活や市町村、団体の事業執行に支障を来 すおそれのあるものにつきましては、予算計 上させていただいております。

この結果、一般会計当初予算の規模は 6,878億円、27年度当初予算と比べまして660 億円、率にして8.8%の減となっておりま す。

このほか、熊本県職員の退職管理に関する 条例など、各種条例案件につきましても、あ わせて御提案、御報告申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、条例その他の議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、財政課長から、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算の概要等について説明をお願いいたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

では、まず最初に、2月補正予算の資料の1ページをごらんいただければと思います。

2月補正予算の概要について御説明いたし ます。

総務部長からも御説明申し上げましたが、 今回の一般会計補正予算は、通常分及び国の 補正予算への対応分として、それぞれ補正予 算を計上しているところでございます。

これらにより、2月補正予算は、総額48億円余の増額補正となり、補正後の予算規模は7,698億円余となります。

2ページにかけまして、一般会計のほか、 特別会計及び企業会計の補正予算の内訳を記載しておりますが、これらについては、それ ぞれ所管の委員会で御審議いただくこととなっております。

3ページをお願いいたします。 歳入予算の内訳でございます。

1の県税から8の使用料及び手数料までは、最終見込み額に合わせた補正でございます。

4ページをお願いいたします。

9の国庫支出金、14の諸収入、15の県債に つきましては、通常分としては、事業費の確 定に伴い減額する一方、国補正予算分とし て、事業の追加に伴う増額を行っておりま す。

5ページをお願いいたします。 歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費では、職員の給与改定に 伴う人件費の増額や事業費の確定等に伴う扶 助費、物件費の減額、また、各種基金への積 立金などを含んだその他の増額でございま す。

6ページをお願いいたします。

2の投資的経費では、通常分は、国庫補助の内示減などによる減額、国補正予算分では、土木関係などの公共事業等の予算を計上しております。

3の公債費と4の繰出金は、事業費の確定 等に伴い減額しております。

7ページ及び8ページにつきましては、今 回の補正に伴う地方債の補正でございます。

以上が2月補正予算の概要でございます。

引き続いて、別冊の28年度当初予算の資料の1ページをお願いいたします。

28年度の当初予算の概要でございます。

まず、予算編成の基本的な考え方ですけれ ども、知事の改選期を迎えることから、骨格 予算として編成しております。ただし、新規 性のある事業であっても、一部については予 算計上をしているところでございます。

2ページをお願いいたします。

一般会計当初予算の規模は6,878億円で、 骨格予算のため、前年度に比べ660億円の減 少となります。

3ページから4ページにかけましては、一般会計のほか、特別会計及び企業会計の内訳を記載しておりますが、こちらについては、それぞれ所管の委員会で御審議いただくこととなっております。

5ページをお願いいたします。 歳入予算の内訳でございます。

1の県税と2の地方消費税清算金は、景気 回復に伴って個人所得の増加が見込まれるこ となどから、前年度と比べてそれぞれ3.4 %、6.4%の増加を見込んでおります。

5の地方交付税等については、国の地方財 政計画等をもとに試算しているところでござ います。

6ページをお願いいたします。

9の国庫支出金と12の繰入金と15の県債に つきましては、骨格予算として編成している ため、前年度と比べてそれぞれ減少を見込ん でいるところでございます。

7ページをお願いいたします。 歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費は5,075億円余で、前年 度と比べて1.8%の増加となります。 その内訳として、(1)人件費は、退職手当の増など、(2)の扶助費は、後期高齢者医療給付費負担金の増など、(4)のその他は、県税収入の増に伴う市町村交付金などの増加でございます。

8ページをお願いいたします。

2の投資的経費は、全体として骨格予算として編成したことによる減少でございます。 最後に、9ページには、地方債の概要として起債限度額等を一覧にまとめております。 以上が当初予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長等から職員給与費以外の項目について、順次説明を願います。

○青木人事課長 説明資料、平成27年度2月 補正予算の冊子、14ページをお願いいたしま す。

職員給与費につきまして、一括して人事課 の例で説明をさせていただきます。

表の上段、一般管理費、説明欄1、職員給 与費でございますが、人事課におきまして は、231万円余の増額をお願いしておりま す。

今年度の当初予算は、平成27年1月1日時 点で在籍している職員の給与をもとに算定し ておりますが、その後、4月の組織改編や人 事異動等により職員数等に変動が生じており ます。

また、昨年秋に出された人事委員会勧告に 基づく給与改定を、昨年4月1日にさかのぼ って実施するという内容の条例案を、今議会 に提案させていただいているところでござい ます。

これらの結果、当初予算と実際の給与費に 違いが生じますので、補正をお願いするもの でございます。

なお、平成28年度の当初予算におきまして も、今年度当初予算同様の考え方により、平 成28年1月1日時点で在籍している職員の給 与をもとに、職員給与費を算定しておりま す。

以下、各課の職員給与費についても、今年 度補正予算、来年度当初予算ともに人事課と 同様の趣旨でございますので、各課からの説 明は省略させていただきます。

以上、職員給与費に係る人事課の一括説明 を終わります。

○平井政策調整監 知事公室付でございま す。

知事公室付につきましては、当初予算のみでございますので、当初予算の説明資料の11ページをごらんください。説明資料11ページの上段にございます計画調査費として2,129万円余を計上しております。

右端の説明欄をごらんください。

内訳としましては、庁議の運営等県政の総合調整に要する経費として129万円余、重要政策調整事業ということで、知事のトップマネジメントを補佐するため、県政の重要課題等に係る必要な調査等に要する経費として2,000万円を計上しております。

以上でございます。

○島田秘書課長 秘書課でございます。

当初予算のみでございます。ただいまの資料、11ページの下の段をお願いいたします。

一般管理費でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

2、庁費としまして、2,256万円余を計上 しております。これは、知事、副知事の活動 費など、秘書課の運営経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。 ○吉永広報課長 広報課でございます。

補正予算資料、11ページをごらんいただき ます。

上段をごらんください。

625万円余の減額をお願いしておりますが、説明欄記載のとおり、広報誌発行に係る印刷・配送費等、所要見込み額の精査による減額でございます。

次に、下段をごらんください。

債務負担行為の変更でございます。

広報関係業務につきまして、ラジオ広報制作に関して、年度内に契約締結を行う必要があるため、これらに要する経費を加えた5,580万円余に限度額の変更をお願いするものです。

また、首都圏広報業務につきまして、銀座 熊本館のASOBI・Bar運営に関しまし て、新年度当初から継続して実施する必要が あるため、これらに要する経費を加えた 1,630万円余に限度額の変更をお願いするも のでございます。

次に、当初予算資料をお願いいたします。 12ページをお願いします。

広報費として、1億4,000万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

まず、1、広報事業費の1億3,100万円余は、県の重要な施策等の情報を、新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用しまして提供する経費及び首都圏を初めとした全国、海外に向けて熊本をPRするための経費でございます。

次に、2、広報諸費の900万円余は、県庁 の総合案内業務及び広報課の運営経費などに 要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○沼川危機管理防災課長 危機管理防災課で ございます。 2月補正予算説明資料の12ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費、説明欄のほうをごらんください。

2、危機管理対策費で99万円の減額をお願いしております。これは危機管理に関する備品購入費の執行残でございます。

続きまして、2段目、防災総務費につきましては、説明欄2、防災対策費のうち、九州 広域防災拠点強化整備事業で2,547万円余の 減額をお願いしております。これは、県民総 合運動公園に災害時の電源を確保するため、 ソーラーパネルを整備した工事の入札残でご ざいます。

続きまして、当初予算説明資料の13ページ をお願いいたします。主なものを御説明いた します。

下段の防災総務費ですが、40億3,900万円 余を計上いたしております。

説明欄のほうをお願いいたします。

2、防災対策費につきまして、まず(1)地域防災力強化事業でございます。

新4カ年戦略に掲げた目標数値、自主防災 組織率80%につきましては、今年度達成見込 みでございますが、本事業は、本年度までに 設立された2年目、3年目の自主防災組織の 活動が軌道に乗るように、補助等を行う事業 費でございます。

次に、(2)九州広域防災拠点強化整備事業 につきましては、昨年度、阿蘇くまもと空港 の南側に整備いたしました防災エプロンに、 防災消防航空センターと県警へリ基地を移転 整備する事業費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

説明欄の4、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業です。平成26年度から着手しております防災行政無線システム再整備工事の費用でございます。

平成28年度が最終年度であり、来年3月の

稼働に向けて順調に機器整備等は進んでおりますが、実際に現場での作業に着手したところ、複数の中継所の用地で地盤補強が必要な箇所や昨年8月の台風災害で進入路の倒木除去、それから舗装等が必要な箇所が判明いたしました。このため、追加工事費を2億5,000万円ほど加えた28億6,000万円余を計上させていただいております。

なお、これに伴う契約変更につきまして は、来年度に改めてお諮りいたします。

危機管理防災課は以上でございます。よろ しくお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

まず、今年度補正予算について御説明をいたします。

補正予算の冊子、14ページをお願いいたし ます。

表の上段、説明欄(2)時間外勤務手当等についてでございます。

1億8,267万円余の時間外勤務手当保留分の増額をお願いしております。年度途中の災害など、特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、時間外勤務手当の一部を人事課において当初予算で計上しております。

今年度は、阿蘇中岳噴火に係る降灰対策や 台風15号被害対策などの業務に伴い、当初予 算額では不足が生じることから、補正をお願 いするものでございます。

続きまして、当初予算について御説明をい たします。

当初予算の冊子、16ページをお願いいたします。

表の上段、一般管理費、職員給与費につきましては、先ほど補正予算のところで御説明したとおりの趣旨でございますので、説明を省略させていただきます。

下段の人事管理費でございます。42億 9,200万円余を計上しております。

内容は、説明欄に記載のとおりでございま

す。前年度と比較して、4億6,200万円余の増となっておりますが、これは定年退職者数の増加による退職手当の増が主な理由でございます。

続きまして、条例案について御説明をいた します。条例等関係の冊子、1ページをお願 いいたします。

第39号議案熊本県職員の退職管理に関する 条例の制定についてでございます。

資料の3ページ、条例(案)の概要で説明を させていただきます。

- 1、条例制定の趣旨でございますが、地方 公務員法の改正を踏まえ、再就職者による依 頼等の規制の導入等により、退職管理の適正 を確保するものでございます。
 - 2、主な条例の内容でございます。
- (1) 再就職者の働きかけの禁止についてでございます。

めくりまして、次の4ページをお願いした いと存じます。最初の枠囲み、再就職者の働 きかけの禁止の部分をごらんください。

この4月1日から施行される地方公務員法 と本条例、セットでの退職管理の規制となり ます。ここでは、規制の概要について、図を 交えてお示ししております。

(1)から(3)は、改正地方公務員法による規制でございます。(1)は、再就職者である元職員は、職位にかかわらず、離職前5年以内の職務に関して、離職後2年間は働きかけ、すなわち契約等の事務に関し、職務上の行為に関する要求または依頼を禁止するというものでございます。

(2)は、再就職者のうち、離職した日の5年前の日より前に、国で言うところの内部組織の長またはそれに準ずる職についていた者は、当該役職に属する事項に関して、離職後2年間は働きかけをしてはならないというものでございます。

なお、ここで言う内部組織の長またはそれ に準ずる職についていた者は、人事委員会規 則で規定することとしておりますが、本庁部 長等を想定しております。

(2)の下、本条例による規制についてでございます。

法の趣旨及び本県の実情を踏まえ、(2)同様の規制を、再就職者のうち国の部長または課長の職に相当する職にも適用するものでございます。

なお、ここで言う国の部長または課長の職に相当する職員につきましては、人事委員会規則で規定することとしておりますが、本庁課長相当職以上を想定しております。

戻りまして、3ページをお願いいたしま す。

2、(2)再就職状況の届け出についてでございます。

管理または監督の地位にある職員の職についていた者は、離職後2年間、営利企業の地位等についた場合は、速やかに任命権者に届け出なければならないとするものでございます。

ここで言う管理または監督の地位にある職員の職は、(1)と同様に、本庁課長相当職以上を想定しております。

- (3) 再就職状況の公表についてでございます。
- (2)による届け出を受けた各任命権者は、 事項を取りまとめ、公表することとするもの でございます。

なお、本県におきましては、(2)(3)について、要綱に基づき任意で実施してきたところでございますが、本条例の制定により義務化がされることになります。

3、施行期日です。

改正地公法の施行に合わせて、平成28年4 月1日を基本としております。

資料の5ページをお願いいたします。

第40号議案熊本県職員の分限に関する条例 の一部を改正する条例についてでございま す。 6ページ、条例(案)の概要で説明をさせて いただきます。

2番、主な改正内容についてですが、刑法において、執行猶予の規定が改正されることに伴い、職員の失職事由の特例を、刑の全部の執行を猶予された場合に限るものでございます。

3、施行期日は、刑法等の一部を改正する 法律の施行の日としております。

資料の7ページをお願いいたします。

第41号議案熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の9ページ、条例(案)の概要で説明を させていただきます。

- 2、主な改正内容ですが、(1)については、引用条文のいわゆる条ずれに伴う規定の整備でございます。(2)につきましては、地方公務員法の改正に伴い、任命権者が知事に報告しなければならない事項において、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加えるものでございます。
- 3、施行期日ですが、改正地公法が施行される平成28年4月1日としております。

資料の10ページをお願いいたします。

第42号議案熊本県一般職の職員等の給与に 関する条例等の一部を改正する条例の制定に ついてでございます。

条例の本文を飛ばしまして、資料の90ページをお願いいたします。条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

- 1、条例改正の趣旨は、昨年10月に出された人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与及び知事や県議会議員など特別職の期末手当の改定を行うほか、地方公務員法の改正に伴う関係規定の整備を行うものでございます。
- 2、改正する条例でございますが、(1)から(10)までの関係条例10本を一括改正するものでございます。

- 3、主な改正内容についてでございます。
- (1)の給与改定についてでございますが、 アの一般職職員の給料表については、平成27 年度は、平均0.34%の引き上げを、平成28年 度は、給与制度の総合的見直し実施による平 均2%の引き下げを行うものでございます。

なお、米印にございますけれども、平成28 年度からの引き下げに当たりましては、2年 間の現給保障措置を行うこととしておりま す。

あと、イ以下、諸手当の改定を行うことと しております。

91ページをお願いいたします。

(2)地方公務員法改正に伴う関係規定の整備についてでございます。

アにつきましては、給料表ごとに等級別基準職務表を定めるものでございます。これまで人事委員会規則等で定めていたものでございますが、法改正に伴い、条例で定めることとされたものでございます。イは、人事評価の結果を昇給及び勤勉手当に反映させるため、規定を整備するものでございます。

4番、施行期日でございますが、(1)平成27年度の給料表改定や諸手当の改定につきましては、公布日に施行し、平成27年4月1日にさかのぼって適用することとしております。(2)給与制度の総合的見直しなど、平成28年度の給与や改正地方公務員法施行に伴う関係規定の整備などは、平成28年4月1日から施行することとしております。

資料の92ページをお願いいたします。

第43号議案熊本県職員等退職手当支給条例 の一部を改正する条例の制定についてでござ います。

資料の93ページ、条例(案)の概要で説明を させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、先ほど給与条例の改正案で御説明した給与制度の総合的見直しにより、退職手当の支給水準が低下するため、国に準じまして退職手当の調

整額の引き上げを行うものでございます。

- 2、主な改正内容は、記載のとおりでございます。
- 3、施行期日は、給与制度の総合的見直しの実施に合わせ、平成28年4月1日からの施行を基本としております。

134ページをお願いいたします。

第70号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。

135ページの概要にて説明をさせていただきます。

2番、契約の内容は、平成28年度の包括外 部監査契約を締結し、その契約に基づき監査 を受けるものでございます。

3番、契約の期間は、平成28年4月1日からの1年間。4、契約金額は、1,307万3,000円を上限としております。5、契約の相手方は、公認会計士の樋口信夫氏を予定しております。

米印のところでございますけれども、選任 の理由を記しております。

平成26年度から、本県包括外部監査人の補助者として本県の監査に携わっておられ、必要な識見を有しておられる方でございます。

なお、契約締結に当たりましては、地方自 治法の規定に基づき、あらかじめ監査委員の 意見を聞き、異論がない旨の回答をいただい ております。

人事課からの説明は以上でございます。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

2月補正予算の資料の15ページをお願いい たします。

2段目の財政管理費の補正額ですが、68億円余の増額をお願いしております。主な内容といたしましては、財政課で所管している基金へ運用利息等を積み立てるもの等でございます。

3段目、元金及びその次の利子は、県債に

係る元金、利子等の最終見込み額に応じて補 正を行うものでございます。そして、内容で すけれども、借り入れ利率が当初見込みの利 率を下回ったことにより、利率等を減額する ものでございます。

最下段の公債諸費は、発行手数料の減等に よるものでございます。

16ページをお願いいたします。

公債管理特別会計です。借換債と市場公募 債に係る発行と償還等の経理を、一般会計と 区別するために設けている会計でございま す。

元金、利子及び公債諸費について、最終見 込み額に応じて補正を行うものでございま す。

最後に、下段の情報処理関連業務の債務負担行為ですが、これは、起債管理システムの保守経費につきまして、今年度内に契約を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

引き続いて、当初予算のほうの資料の17ページをお願いいたします。

2段目の財政管理費ですが、説明欄1の財政管理費は、課の運営費でございます。2から5までが、財政課が所管します基金へ利息を積み立てるものでございます。

3から5段目にかけましては、県債の元金 や利子の償還、そして、県債発行に要する手 数料等の年間所要額を計上しております。

最下段の予備費ですが、前年度と同額の2 億円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

公債管理特別会計でございます。

まず、最上段の元金ですが、説明欄1及び 2につきましては、借換債等に係る償還元金 でございます。

また、3は、全国型満期一括償還の市場公募債の償還財源を積み立てるものでございます。

2段目の利子は、借換債等の償還利子でご

ざいます。

最下段の公債諸費は、県債発行に要する手 数料や金融機関向けに県債をPRするための 経費等を計上しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

市場公募債のうち共同発行債につきましては、発行に参画する地方自治体で連帯して債務を負う必要がありますので、その連帯債務でございます。

引き続いて、条例等の資料をごらんいただければと思います。118ページでございます。

手数料条例の一部改正でございます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、行政不服審査法の施行や風営法の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、まず(1) が、新たに手数料を設けるもので、28項目ご ざいます。

主なものとしましては、行政不服審査法の施行により、書類の写しの交付が請求できるようになったことに伴って、交付請求の手数料を設けるもの、また、風営法の一部改正等により、一部の業態が特定遊興飲食店として位置づけ直されることから、その許可申請の手数料を設けるもの等でございます。

次に、(2)が、手数料の額を改定するもので、4項目ございます。

事務の実態及び他県等との均衡を踏まえ、 サービスつき高齢者住宅の登録申請手数料等 を改定するものでございます。

次に、(3)は、手数料を廃止するもので、 1項目ございます。

歯科技工士の試験に係る証明書交付等について、県ではなく国で行うこととなったことに伴い、廃止するものでございます。

(4) その他規定の整理は、行政不服審査法

の施行に伴う手数料等についての減免規定を 整備するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課で ございます。

補正予算資料の17ページをお願いいたします。

2段目の文書費でございますが、1,500万円余の減額でございます。

説明欄、文書関係事務費につきましては、 文書管理システムの改修に要する経費の執行 残でございます。(2)は、本年度4月1日か ら当課に配属されております市町村交流職員 の給与等に係る負担金で、これは増額をお願 いしております。

続きまして、当初予算資料の20ページをお 願いいたします。

まず、中段の文書費でございますが、 7,900万円余をお願いしております。当課が 所管しております文書管理、情報公開等の事 務費でございます。

また、行政不服審査法の4月1日からの施行に伴い、行政不服審査会を設置いたしますが、それに関する事務費等を新規でお願いしております。

次に、下段の諸費でございますが、本県出身大学生の寮である有斐学舎の一部助成に要する経費でございます。これにつきましては、6月補正時に要求をさせていただきたいと思っております。

21ページをお願いいたします。

大学費でございますが、9億5,000万円余をお願いしております。これは、県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付金、それから、実績評価等を行います評価委員会の運営に要する経費等でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○古谷総務事務センター長 総務事務センタ

ーでございます。

補正予算説明資料の18ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費でございますが、

1,300万円余の減額をお願いしております。 右側の説明欄をごらんください。

2の庁費の共済組合事業費につきまして は、非常勤職員の減に伴う減額でございま す。

次に、2段目の人事管理費でございますが、1,320万円余の減額をお願いしております。

右側説明欄の1の人事管理費の総務事務センター運営費は、非常勤職員の減に伴う減額、2の児童手当は、対象児童数の減少による減額をお願いしております。

次に、3段目の恩給及び退職年金費でございますが、受給者の減少により590万円余の減額をお願いしております。

2月補正予算は以上でございます。

次に、当初予算の説明資料の22ページをお 願いいたします。

まず、一般管理費でございますが、右側説明欄の2の庁費をごらんください。

共済組合事業費3,120万円余は、地方公務 員等共済組合法に基づく共済組合の負担金な どでございます。

次に、中段の人事管理費でございますが、 全体で5億9,730万円余をお願いしておりま す。

右側の説明欄をごらんください。

1の人事管理費のうち(1)の総務事務センター運営費は、庶務事務の集中処理に係る嘱託等の人件費及び事務費、(2)の庶務事務システム等運用費は、システムの保守管理、機器リースなどに要する経費でございます。

また、2の職員福利厚生費は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございまして、(1)の職員の健康管理費等は、職員の健康診断や人間ドック、ストレスチェックなどに要する

経費で、(2)の職員住宅管理費は、職員住宅 の維持管理に要する経費でございます。

3の児童手当は、職員に対する児童手当の 支給に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございますが、元職員の遺族に対する扶助料の支給に要する経費として3,840万円余をお願いしております。

当初予算は以上でございます。

次に、条例等関係説明資料の120ページを お願いいたします。

第45号議案熊本県職員等恩給条例の一部を 改正する条例の制定についてでございます。

資料121ページの条例(案)の概要で御説明 いたします。

主な改正内容ですが、刑法の一部改正により、刑の執行猶予制度について、これまでの全部の執行猶予以外に、一部執行猶予の制度が新たに設けられました。このため、恩給条例に基づく退隠料の支給に関する取り扱いを定める必要があり、関係規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、刑法等の一部を改正する法律 の施行の日からとしております。

総務事務センターは以上でございます。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田管財課長 管財課でございます。

補正予算説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、上の表、財産管理費ですが、7,600 万円余の減額補正及び財源更正をお願いして おります。内訳は説明欄をごらんください。

地域振興局等施設整備事業の減額ですが、 (1)は、球磨及び天草の総合庁舎の空調設備 改修工事等の執行残でございます。(2)は、 天草総合庁舎に環境保全基金を活用し太陽光 パネルを設置しましたが、パソコン設置費 等、基金対象事業とならない部分がありまし たので、相当費用分を一般財源に振りかえる ための財源更正をお願いしております。

次に、下の表の債務負担行為の追加設定で ございます。

これは、地域振興局の局長宿舎等の借り上 げに係る経費について、債務負担行為の設定 をお願いするものです。

続きまして、当初予算の説明資料のほうを お願いいたします。

当初予算説明資料、23ページをお願いいたします。

財産管理費で16億7,400万円余を計上して おります。説明欄をごらんください。

1の財産管理費として、2億3,900万円余 を計上しております。

(1)は、庁舎等県有施設の火災共済に係る 掛金等で、(2)は、職員住宅貸付財産等が所 在する市町村に支払う固定資産税にかわる交 付金でございます。

次に、2の財産管理処分費770万円余は、 普通財産の売却のための不動産鑑定料等の経 費でございます。

3の庁舎管理費14億2,100万円余は、県庁舎や出先機関庁舎の維持管理に係る基本的な管理経費でございます。

(1)及び(2)は、県庁舎の光熱水費及び警備や清掃、空調等の設備維持管理に要する経費でございます。(3)の県庁舎等LED導入事業は、省エネの率先行動として、玉名総合庁舎へのLED照明の導入を予定しております。(4)の電話管理費、自動車管理費は、県庁舎の電話交換業務、公用車の維持管理に係る経費でございます。(5)(6)は、総合庁舎等に係る経費ですが、(5)は、光熱水費、清掃等維持管理に要する経費で、(6)は、玉名総合庁舎の空調設備改修等を予定しております。

次に、4の県有財産利活用事業でございま す。

県有財産につきましては、長期的な視点で 総合的な管理を行います、いわゆるファシリ ティーマネジメントに取り組んでおります。 計上しております600万円余につきまして は、この取り組みを進める経費でございま す。

管財課は以上でございます。御審議のほど よろしくお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

2月補正予算説明資料の20ページをお願い いたします。

私学振興費につきましては、5億8,800万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主なものを御説明します。

2の私学振興助成費のうち(1)から(4)までは、算定の基礎となる対象生徒数、加えて(2)の就学支援金事業は、所属に応じた加算の対象生徒数が当初見込みを下回ったことなどにより減額するものです。(5)の過疎私立高等学校対策費補助は、対象校の生徒の減少人数が当初見込みより多かったため、増額するものです。(6)以降は、所要見込み額の減による減額で、このうち(9)の認定こども園幼稚園機能整備事業費補助は、事業を予定していた私立幼稚園が、事業計画を再検討するため、事業の実施を延期したことなどにより減額するものです。

21ページをお願いします。

(12)熊本時習館海外チャレンジ推進事業の 減額の主なものは、台風15号の上陸に伴う英 語合宿の中止によるものです。

4の国庫支出金返納金は、昨年度支給した 就学支援金において、保護者の再婚による所 得変更の届け出のおくれなど2件について、 学校を通じて返還を受け、国へ返還するもの です。

次に、中段の繰越明許費の変更でございますが、私立学校施設耐震化促進事業について、12月議会で1億6,300万円の繰り越しを

承認いただいたところですが、さらに6,700 万円余を追加し、合わせて2億3,000万円余 の繰り越しをお願いするものです。

これは、来年度に事業実施を予定していた 学校が、前倒しで今年度から校舎の耐震化に 着手することになったことなどによるもので す。

次に、下段の債務負担行為の追加でございますが、不登校やいじめなどの課題を抱える生徒に対応するための私学スクールソーシャルワーカー派遣事業について、4月からの支援を行うため、債務負担行為を設定するものです。

次に、当初予算説明資料の24ページをお願いします。

諸費及び私学振興費、合わせて117億2,000 万円余を計上しております。これは私学振興 のための各種助成費等でございます。

右側の説明欄をごらんください。主なものを御説明します。

私学振興費のうち、4、私学振興助成費で ございますが、(1)の私立高等学校等経常費 助成費補助は、私立幼稚園、中学、高校に対 する経常的経費の支援、(2)から(4)までは、 私立高校生等の授業料等の教育費負担の軽減 を図るための支援でございます。

25ページをお願いします。

(5)の私立専門学校修学支援事業は、国の委託を受けて専門学校生に対する修学支援の実証研究を行うものです。(6)から(10)までは、私立幼稚園等に対する支援でございます。このうち(9)の新規事業は、国費を財源として、認定こども園や幼稚園等の教育の質の向上のための教職員の合同研修などに対して支援を行うものです。(11)私立学校施設安全ストック形成促進事業は、私立学校施設の耐震化を促進するものですが、国費を財源とした安心こども基金を活用し、耐震改築を行う私立幼稚園に対する補助に要する経費を計上しております。

26ページをお願いします。

(13)熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、海外大学を目指している中高生に対し、 年度当初から切れ目のない支援を行うため、 海外チャレンジ塾において、英語力向上のための講座や海外進学に関する相談、助言を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内市町村課長 市町村課でございます。 まず、補正予算説明資料の22ページをお願 いいたします。

一般会計ですが、3行目、自治振興費をご らんください。

1億4,800万円余の減額ですが、説明欄で 主なものを御説明いたしますと、(2)の市町 村自治宝くじ交付金は、サマージャンボ宝く じの収益金の配分額減少に伴う1億2,400万 円余の減額、(5)の市町村広域連携支援交付 金は、本県独自の広域連携を支援するための 交付金ですが、所要見込み額を精査し、 2,000万円を減額するものです。

続きまして、下から2行目、県議会議員選挙費ですが、昨年4月12日執行の選挙において、20選挙区中7選挙区が無投票となったことなどにより生じた執行残2億3,400万円余を減額するものです。

その下、知事選挙費の減額は、来月27日執行の県知事選挙の経費のうち、4月以降に支出する不在者投票経費などを、来年度の当初予算に振りかえることに伴うものです。

次に、23ページの市町村振興資金貸付事業 特別会計をごらんください。

この特別会計は、市町村等が行う公共施設 の整備等に要する資金を貸し付けるために設 けているものです。

まず、1行目、市町村振興資金貸付金については、当初予算編成後の昨年度末に繰り上げ償還があったことに伴う財源更正です。

続いて、2行目、一般会計繰出金は、先ほど自治振興費のところで御説明した市町村広域連携支援交付金などの減額に合わせ、本特会の繰り出しも減額するものです。

次に、平成28年度当初予算資料をお願いい たします。

資料27ページをお願いいたします。

初めに、1行目の地域振興局費でございます。

8,900万円余を計上しておりますが、説明 欄記載のとおり、広域本部、地域振興局の運 営に要する経費です。(3)の広域本部・地域 振興局政策調整事業7,000万円は、広域本部 及び地域振興局における政策企画等に要する 経費で、市町村振興資金貸付事業特別会計か らの繰り入れで対応するものでございます。

次に、一番下の自治振興費ですが、13億 900万円余を計上しております。

主なものについて説明いたします。説明欄をお願いいたします。

(2)の権限移譲事務市町村交付金1億1,400 万円余は、県から市町村に権限移譲している 事務処理に要する経費に対する交付金、(3) の市町村自治宝くじ交付金10億2,700万円余 は、市町村振興宝くじ収益金に係る熊本県市 町村振興協会への交付金です。(7)の地方創 生市町村支援事業1,000万円余は、地方創生 に向けた市町村支援として、熊本版コンシェ ルジュや市町村の行財政基盤強化への取り組 み支援の経費でございます。

次に、28ページから29ページにつきまして は、選挙関係の予算です。

来年度は、3行目の参議院議員選挙費、最終行の海区漁業調整委員会委員選挙費、おめくりいただきまして、29ページ上の知事選挙費の3つを計上しております。

続いて、29ページ下の熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計について御説明いたします。

1段目、市町村振興資金貸付金について

は、3億円余を計上しておりますが、説明欄 記載のとおり、市町村等が行う公共施設整備 事業等に対する貸付金等の経費でございま す。

次に、2段目、一般会計繰出金ですが、これは、広域本部・地域振興局政策調整事業等に、一般会計で実施する広域行政に資する事業等の財源として繰り出すものです。

これらによりまして、当初予算、最終行記載のとおり、一般会計、特別会計を合わせて46億800万円余となります。

続きまして、条例等関係の資料をお願いい たします

122ページでございますが、熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、資料125ページでさせていただき ます。

まず、1、条例改正の趣旨ですが、行政事務の効率化等を図る観点から、県内市町村長、知事以外の執行機関及び知事が利用する住基ネットを活用する事務の追加等を行うための改正でございます。

主な改正内容は、記載のとおり、3点ございます。

まず、(1)のとおり、1月1日施行の住民 基本台帳法の一部改正により、従前条例で規 定されていた4事務が法で規定されることと なったため、本条例から削除するものです。

次に、2点目ですが、知事が本人確認情報を利用する事務として、資料記載の2事務を追加するものでございます。3点目は、(3)のとおり、現在市町村に対して住民票の写しを請求するなどして住所等の確認を行っている資料記載の5事務について、住基ネットを利用し住所等の確認ができるようにするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。ただし、(3)につきましては、新年度からの住基ネットの利用を

予定していることから、施行期日を28年4月 1日としております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお 願いいたします。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございま す。

まず、平成27年度2月補正予算説明資料の24ページをお願いいたします。

2段目の消防指導費につきましては、 1,100万円余の減額をお願いいたしておりま す。

説明欄2、消防広域化推進事業において、 広域化体制整備支援交付金を活用した市町村 の事業に入札執行残が生じたことに伴う減額 でございます。

そのほか、説明欄4、消防学校に各消防本部から派遣された教官の昇給等に伴う人件費負担金の増額、3、危険物取締指導費における講習会の受講者数、及び最下段、火薬ガス等取締費において、保安検査等の申請件数が当初予算見込みよりも減少したことによる事務費の減額をお願いいたしております。

資料の25ページをお願いいたします。 債務負担行為の設定でございます。

防災消防ヘリコプターを年度当初から運航するため、運航等管理委託並びに航空保険等につきまして、本年度中に契約を締結しておく必要があることから、1億3,700万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、平成28年度当初予算説明資料をお願いたします。

30ページをお願いいたします。

上段の防災総務費、2億8,300万円余を計上しておりますが、説明欄2、防災対策費は、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航管理及び防災航空センターの維持管理等に要する経費でございます。

次に、下段の消防指導費、2億円余を計上

いたしておりますが、説明欄2の消防費、 (4)消防広域化推進事業でございます。

平成26年度に消防広域化した3市町に対する体制強化支援のための交付金でございます。平成28年度は、熊本市と益城町に交付するものでございます。

続きまして、4、消防学校費につきまして は、消防学校の管理運営、維持補修及び各消 防本部からの派遣教官に係る人件費の負担金 等でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

火薬ガス等取締費でございますが、火薬 類、高圧ガス、LPガス等の許認可、検査な どの産業保安に関する事務経費と、平成28年 度から免状交付事務を外部委託することに伴 う委託料等でございます。

消防保安課は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

2月補正の説明資料、26ページをお願いいたします。

税務総務費でございます。5,400万円余の 減額をお願いしているところです。

説明欄をごらんください。

2の税務管理費及び4のふるさとくまもと 応援寄附基金積立金は、寄附金の減に伴う市 町村交付金並びに積立金の減でございます。

次に、賦課徴収費でございますが、4億 400万円余の増額及び財源更正をお願いして おります。

主なものとしまして、2の公金取扱費7,500万円余の増額は、納税義務者数の増加に伴う個人県民税、徴収取扱費の増など、3の県税過誤納還付金の3億3,600万円余の増額は、法人事業税などに係る還付金が不足するものでございます。

3段目のゴルフ場利用税交付金から27ページにかけましては、市町村への交付金並びに

他の都道府県への清算金につきまして、所要 額の補正を行うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

自動車税納付促進広報事業に係る債務負担 行為の設定でございます。

これは、自動車税の納期が5月1日から始まることから、年度内に納税に係る広報に着手する必要があるため、330万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、当初予算説明資料、32ページをお願いいたします。

1 段目の税務総務費でございますが、26億 6,700万円余を計上しております。

説明欄をごらんください。

主なものとしまして、3の納税奨励費は、 軽油引取税の特別徴収義務者への事務取扱交付金など、6の県税事務オンラインシステム 維持管理費は、平成29年度から始めるクレジットカード納入に係るシステム改修費を初め、県税システムの運用改修などに要する経費、7のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、寄附金を基金に積み立てるものでございます。

なお、本年4月から、ラグビーワールドカップ2019などへの支援と熊本ファンのさらなる拡大のため、新たに特別枠としまして熊本国際スポーツ大会分を創設し、募集を始めることとしております。

2段目の賦課徴収費に、38億4,900万円余 を計上しております。

2の公金取扱費は、個人県民税などを賦課 徴収する市町村や国に対する徴収取扱費、3 は、県税過誤納還付金でございます。

3段目のゴルフ場利用税交付金から33ページの軽油引取税交付金にかけましては、市町村への交付金並びに各都道府県への清算金でございます。

続きまして、条例関係でございます。 条例等説明資料の133ページをお願いいた します。

第47号議案熊本県税条例の一部を改正する 条例の制定についてでございます。

条例改正の趣旨は、地方税法の一部改正などに伴う改正でございます。

主な改正内容としまして、(1) 県たばこ税。アは「エコー」や「わかば」など、紙巻きたばこ3級品の特例税率を廃止するもの、イは、特例税率廃止に伴う激変緩和措置として、平成28年4月から平成31年までの4年間で、段階的に税率を引き上げる経過措置を定めるものでございます。

(2)法人県民税。法人県民税法人税割につきましては、標準税率の3.2%に0.8%の税率を上乗せする、いわゆる超過課税が本年9月30日までとなっていることから、再度5年間延長するものでございます。

また、あわせまして農業協同組合、漁業協 同組合、または森林組合の合併法人で、特定 のものには適用を除外する措置も延長するも のでございます。

施行期日は、(1)は、平成28年4月1日、 (2)は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○吉田企画課長 企画課でございます。

2月補正予算説明資料の30ページをお願い いたします。

企画課におきまして、計画調査費で7,400 万円余の増額をお願いしております。

まず、通常分といたしまして、1の企画推 進費で300万円余の増額をお願いしておりま す。

TPP対策意向調査等事業につきましては、TPPへの対応として実施する県内企業の意向、ニーズについての調査や必要に応じた説明会に要する経費でございます。また、2の世界チャレンジ支援基金積立金として、運用利息の確定に伴う積立金の増額をお願い

しております。

次に、経済対策分ですが、企画推進費で 7,000万円余の増額をお願いしております。

(1)のフードバレーローカルブランディング事業につきましては、くまもと県南フードバレー推進協議会が実施する商品開発などに要する経費でございます。(2)の新たなビジネス創出のための支援システム構築事業につきましては、新たなビジネスシーズとなり得る技術力や資源の発掘、パートナー企業のマッチング等に要する経費でございます。(3)の地域経済分析システム普及促進事業につきましては、同システムを利用した分析支援や民間企業、教育機関等への普及促進に要する経費でございます。

31ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、まず通常分といたしましては、TPP協定の国会承認等が平成28年度にずれ込む可能性もあります。年度を超えた対応も予想されるため、繰り越しの設定をお願いするものでございます。

次に、経済対策分につきましては、こちらは国の補正予算であります地方創生加速化交付金を活用した事業でございまして、年度内の事業終了が見込めませんので、繰り越しを設定させていただくものでございます。

次に、下段で、債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、東京事務所職員宿舎等賃借と銀座 熊本館運営業務につきまして、年度内に契約 する必要があるため設定するものでございま す。

続きまして、当初予算説明資料のほうの35 ページをお願いいたします。

まず、諸費で3億6,500万円余をお願いしておりますが、主なものといたしましては、 東京事務所の管理運営などに要する経費でございます。

次に、計画調査費で1億300万円余をお願いしております。

1の開発促進費に1,700万円余を計上して おりますが、主なものといたしまして、全国 知事会などへの負担金等でございます。

次に、2の企画推進費に6,400万円余を計上しております。

主なものといたしましては、(1)のフード バレー構想推進事業、(2)の「熊本版」官民 協働海外留学支援事業でございます。

最後に、3の世界チャレンジ支援基金積立 金として2,100万円を計上しておりますが、 うち1,300万円余は民間からの寄附を予定し ております。

企画課からは以上です。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございま す

補正予算説明資料の32ページをお願いします。

計画調査費につきまして、9,900万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄により御説明いたします。

まず、通常分として、1の開発促進費ですが、主なものとして「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の5,100万円余の減額で、市、町が実施する事業の所要見込み額の減に伴う減額でございます。

2の企画推進費と3の土地利用対策費は、 主に執行残や入札残に伴う減額、4は、国庫 補助確定に伴う返納金でございます。

次に、経済対策分の企画推進費ですが、これは国の地方創生加速化交付金を活用した事業で、1億6,800万円余をお願いしております。主な事業を5つ記載しておりますけれども、丸新と書いた新規事業について御説明いたします。

(1)集落サポートプロジェクト事業2,000万円は、市町村がモデル的に取り組む小さな拠点形成等に要する経費でございます。

1枚おめくりいただきまして、33ページを

お願いいたします。

(4)人材ネットワーク構築事業2,300万円余は、本県にゆかりのある人材のデータベース化による移住促進、人材確保、産業振興等に向けた取り組みに要する経費でございます。

(5)くまもと暮らし安心・移住促進事業300 万円は、首都圏在住の移住希望者に対するP R及び相談会等に要する経費でございます。

次に、企画施設災害復旧費ですが、昨年6月の大雨により被災した万日山緑地公園の補修に要する経費について、1,000万円余の追加補正をお願いするものでございます。

下段の繰越明許費をお願いいたします。

ただいま御説明いたしました万日山緑地公園の補修に伴う追加補正に係る繰り越しの設定でございます。

34ページをお願いします。

繰越明許費の変更分ですが、これも、先ほ ど御説明しました経済対策分の国の地方創生 加速化交付金について、年度内の事業終了が 見込めないため、全額の繰り越し設定をお願 いするものでございます。

次に、下段の債務負担行為をお願いいたし ます

くまもと移住定住支援センター運営業務及 び御所浦地域活性化推進事業について、年度 内に契約する必要があるため、債務負担行為 の設定をお願いするものでございます。

次に、当初予算説明資料の36ページをお願いたします。

計画調査費について、5億6,500万円余をお願いしております。

1の開発促進費で2億7,700万円余を計上 しておりますが、主なものは「環境首都」水 侯・芦北地域創造事業の2億4,300万円余で ございます。

次に、2の企画推進費に2億4,600万円余 を計上しております。

主な事業としては、(1)地域づくりチャレンジ推進事業、(2)水俣・芦北地域産業振興

等推進事業、(3)御所浦地域活性化推進事業 などでございます。

なお、御所浦地域振興策の進捗状況については、後ほど報告事項の時点で御説明させていただきます。

3の特定地域振興対策費は、過疎や離島など特定地域の振興対策に要する経費、4の土地利用対策費については、地価調査等に要する経費でございます。

地域振興課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企 画・世界遺産推進課でございます。

補正予算説明資料の35ページをお願いします。

計画調査費で355万円余の増額をお願いしております。

内容につきましては、資料右の説明欄のと おり、経済対策分として、国の加速化交付金 を活用し、明治日本の産業革命遺産の価値、 魅力を内外に発信するものでございます。

具体には、資産所在の8県11市で共同開発しました資産説明用のスマートフォンアプリに関しまして、機能を追加し、また操作性を向上させるための費用でございまして、8県11市で負担し、協議会の事務局であります鹿児島県において、発注等手続を行うものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、今御説明しました経済対策分の経費355万円余について、国の加速化交付金を活用した事業であり、年度内の事業終了が見込めないため、全額繰り越しするものでございます。

次に、当初予算説明資料の37ページをお願いします。

計画調査費について、5億5,800万円余をお願いしております。

内容につきましては、右側の説明欄で説明します。

1の文化企画推進費で1億6,800万円余を お願いしています。主なもののみ説明しま す。

(2)の博物学関係事業は、博物館ネットワークセンターにおける資料の収集、整理、自然観察会等に要する経費でございます。(3)の世界文化遺産登録推進事業は、本年度登録されました万田坑、三角西港の適切な保存と活用を図り、また、天草の﨑津集落、阿蘇の登録を進めるための経費でございます。

このうち、﨑津集落につきましては、去る 2月9日に推薦取り下げが決定されました。 取り下げの経緯につきましては、後ほど御報 告申し上げますが、このことに伴い、予定し ておりました世界遺産委員会への出席旅費あ るいは登録記念セレモニーに要する経費が不 要となります。一方で、再推薦に向け、推薦 書の手直しあるいは機運醸成の取り組みなど が新たに必要となりますので、予算総額はそ のままで、内容を振りかえております。

今後、国や長崎県と再推薦への取り組みを 進める中で、さらなる予算が必要となった場 合は、改めて補正予算で計上をお願いしたい と考えております。

7の博物館ネットワーク推進事業は、地域の博物館等との共同企画展や資料データベースの運用等、熊本県総合博物館ネットワークの推進に要する経費でございます。

次に、2の県立劇場費3億9,000万円余の 主な事業でございますが、(2)の県立劇場管 理運営事業は、指定管理者である公益財団法 人熊本県立劇場へ管理を委託する経費でござ います。

38ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

博物館ネットワークセンターサテライト事業として、平成29年度に、限度額9,800万円の設定をお願いしています。

これは、県、市の政策連携会議での合意に 基づき、現在全面改修中でございます熊本市 博物館の2階の一部スペース290平方メートルに、県博物館ネットワークセンターが所蔵する実物標本等の展示を行うための経費でございます。

来年度から、展示ケース等の製作に取りかかりまして、市の博物館の改修工事の進捗に合わせ、平成29年12月末の展示開始を予定しております。

文化企画・世界遺産推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。

補正予算説明資料の36ページをお願いします。

計画調査費で2億4,100万円余の減額をお 願いしております。

右の説明欄をお願いします。

まず、1の川辺川総合対策費です。

(1)の五木村振興交付金交付事業は、村が 実施するソフト事業、ハード事業に交付金の 交付を行うものです。今年度予定されていた 小水力発電事業の見直しなどにより、所要見 込み額が減少するため、2億2,300万円余を 減額するものでございます。(2)の五木村振 興道路整備(受託)事業は、九折瀬地区の村道 整備を県が受託し、施行するものです。今 回、国の交付金の減に伴う事業費の減によ り、2,100万円余を減額するものでございま す。

2の五木村振興基金積立金は、県と村で策 定するふるさと五木村づくり計画に基づく事 業の財源とする基金の運用利息の確定、及び 上の1の(1)五木村振興交付金の過年度交付 分の返納に伴う積立金の増でございます。

3の球磨川水系防災減災基金積立金は、球 磨川流域市町村が取り組む防災・減災ソフト 対策等に対する補助の財源とする基金の運用 利息の確定に伴う積立金の増でございます。 次に、当初予算説明資料の39ページをお願いします。

計画調査費で12億3,400万円余をお願いしております。

説明欄をお願いします。

まず、1の川辺川総合対策費です。

(1)の川辺川ダム総合対策事業は、川辺川 ダム問題をめぐる諸課題に対応する経費で す。(2)の五木村振興交付金交付事業には、 村との協議を経て、村が実施するソフト事 業、ハード事業に対する交付金として7億 400万円余を計上しております。(3)の五木村 振興道路整備(受託)事業には1億3,700万円 余を計上し、事業の進捗を図りたいと考えて おります。(4)の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金には、流域市町村の要望を踏 まえ、1億8,200万円余を計上しておりま す。

2の五木村振興基金積立金は、運用利息の み計上しております。

3の球磨川水系防災減災基金積立金は、元 金2億円と運用利息を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございま す。

補正予算説明資料、37ページをお願いいたします。

計画調査費を7,400万余の減額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

まず、通常分として、1の交通整備促進費でございます。

(1)の並行在来線対策事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道の運行支援対策事業の所要見込み額減により600万円余の減額をお願いしております。(2)の御所浦航路振興事業につきましては、御所浦定期航路運賃割引事業が年度途中の7月18日から開始したことなどにより、所要見込み額減によります

3,900万円余の減額でございます。

次に、2の空港整備促進費でございます。 阿蘇くまもと空港直轄事業負担金につきま しては、国直轄事業所要見込み額の減により ます県負担金3,800万円余の減額でございま す。

続きまして、経済対策分の空港整備促進費 でございます。

インバウンドサービス向上事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用した事業で、外国人観光客の増加が見込まれる中、海外の旅行会社に向け、空きホテルなどの情報を提供するインバウンドワンストップ窓口等に対する助成でございます。

次に、38ページをごらんください。

繰越明許費でございます。

通常分の肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業費 補助事業では、12月補正で採択いただきまし た肥薩おれんじ鉄道の災害復旧経費に対する 助成ですが、年度内の事業終了が見込めない ため、繰り越しの設定をお願いするもので す。

次に、先ほど説明しました経済対策分、インバウンドサービス向上事業も、年度内の事業が見込めないため、繰り越しの設定をお願いするものです。

次に、当初予算説明資料、40ページをお願いいたします。

計画調査費、9億1,400万円余を計上して おります。

説明欄をごらんください。

1の交通整備促進費でございます。

主なものとして、(1)の地域交通企画調整 事業につきましては、地方バスや航路等、生 活交通の維持、活性化に要する経費及び御所 浦航路の定期船利用者の移動負担に対する助 成、空港ライナーを運営する協議会の負担金 などとして、4億7,600万円余を計上してお ります。

御所浦定期航路割引につきましては、本委

員会の視察時にありました住民の方々の意見 も踏まえながら、来年度から利用者全員を対 象として計上させていただいております。

(2) 肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤整備の維持に要する経費など、2億4,100万円余を計上しております。

次に、2の空港整備促進費でございます。

主なものとして、(1)の阿蘇くまもと空港 拠点性向上対策事業につきまして、国際線振 興協議会への負担金や空港周辺県有地維持管 理経費等として7,300万円余を計上しており ます。(2)の地域航空推進事業につきまして は、先週2月20日、新機材での就航が始まり ました天草エアラインに対し、地元市町と連 携して行う機材整備等に要する経費でござい ます。1億1,800万円余を計上しておりま す。

先ほど空港ライナーの予算について触れましたが、昨年度から、空港ライナーについて、全体アクセスの検討とともに議論いただいておりましたので、別添説明資料をもとに補足を少しさせていただきます。

別添資料をお願いいたします。空港アクセスの現状等についてという資料でございます。

1ページから15ページにかけまして、県全体の空港アクセスの状況と各地域からの公共 交通によるアクセスについて、一定の条件の もと整理しています。

個別の説明は省略させていただきますが、 3ページの図をごらんください。

黄色で示しておりますように、空港直結の 公共交通としては、熊本市内からの空港リム ジンバス、八代市からの直行バスであります 「すーぱーばんぺいゆ」号、ほぼ県内全域に またがるネットワークであります鉄道と空港 を最短で結びます空港ライナーの3つがござ います。

図にありますように、県北、県南の県境に

近い地域などでは、他県の空港の利用も多い という現状がございます。

16ページをごらんください。

これまで、空港アクセス改善の取り組みに つきまして、空港直行バスなどの定時性、速 達性の確保に向け、熊本市内からの複数ルー トでの検証などを行い、また、空港ライナー のさらなる利便性向上のほか、空港の自家用 車利用の利便性向上についても、検討を重ね て試行を繰り返しております。

17ページをごらんください。

空港ライナーのさらなる利便性の向上のための検討についてですが、空港ライナー、今年度、45便から54便に増便し、おおむね30分間隔での運行を実施し、乗降場を移設するなど、利便性向上に取り組んだところです。

空港ライナーの有料運行につきまして検討いたしましたが、利用者アンケートの調査からは、利用者が大きく減ること、また、そのほか料金徴収のためのシステム構築費用が必要になることなどの課題がわかってきております。

参考に、利用者の推移を示しております。 18ページをごらんください。

各地域からの空港利用者増及び熊本への観光客が県内を移動しやすくするためのアクセス改善策を、検討、実施することとしております。

インバウンド等の増加に伴い、人の流れが 大きく変化する中、黒ポツの4ポツ目にござ いますように、既存ルートの利活用のPRを 行うとともに、各地域からのアクセスニーズ 等を踏まえながら、さらなる強化策などを検 討していくこととしております。

19ページをごらんください。

空港ライナーの運行継続につきましては、 利用者数も順調に伸び、当初目標の1日当た り200人を、本年度初めて全ての月において 達成しております。

また、その運行費用につきましては、これ

まで県、大津町、熊本空港ビルディングなどで費用を負担しておりましたが、本年度から JR九州も加わり、官民が協働して運行する 体制づくりが進んだところでございます。

さらに、全国的に認知度も高まってきておりまして、新規航空路線の誘致にも役立つようになってきております。

今回は骨格予算でございまして、現行の無料運行を継続するための3カ月分の予算を計上させていただいております。

補足でございました。

交通政策課からは以上です。御審議のほど よろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございま す。

2月補正予算説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、人事管理費で8,300万円余の減額をお願いしております。

内訳としましては、パソコン調達や各種情報システム管理運営等に係る入札残及び公的個人認証サービスに係る負担金の実績残等に伴う減額でございます。

次に、計画調査費でございますが、2億 6,000万円余の増額をお願いしております。

内訳としまして、通常分としまして、総合 行政ネットワーク機器修理費の実績残等及び マイナンバー制度に係る共同システム整備委 託の入札残等に伴う減額でございます。

次に、経済対策分としまして、(1)のIC Tを活用した外国人観光客等受入環境整備事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用した交通事業者や観光施設等に対する無料公衆無線LAN機器設置及びプリペイドSIMカードの普及促進等に係る費用補助に要する経費でございます。(2)の自治体情報セキュリティークラウド構築事業につきましては、国庫補助金を活用した市町村ごとにございますインターネット接続口を、都道府県単 位に集約して監視機能を強化する、自治体情報セキュリティークラウド構築に要する経費でございます。

以上、合計で1億8,000万円余の増額補正 をお願いしております。

40ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、計画調査費と しまして3億3,000万円余の設定をお願いし ております。

まず、通常分の情報通信格差是正事業費補助につきましては、市町村が実施します携帯電話基地局整備に係る国庫補助金でございますが、整備を予定していた多良木町において、工事入札不調となり、年度内の事業終了が見込めないため、繰り越しの設定をお願いするものでございます。

次に、先ほど御説明しました経済対策分につきましては、国の交付金及び補助金を活用するものでございまして、年度内の事業終了が見込めないため、繰り越しの設定をお願いするものでございます。

次に、当初予算説明資料の41ページをお願いたします。

まず、人事管理費で5億4,000万円余の予算をお願いしております。

主な内訳としまして、(1)の電子計算管理 運営事業につきましては、ホストコンピュー ターシステムの管理運営に係る経費でござい ます。(2)の庁内情報基盤管理運営事業と(3) の電子県庁構築事業につきましては、パソコ ン調達及び各種情報システムの管理運営等に 係る経費でございます。(4)の電子自治体推 進事業と(5)の汎用型GIS構築事業は、県 と市町村が共同で運用しております電子申請 受付システム等の運営に係る経費でございま す。

次に、計画調査費でございますが、8億7,000万円余の予算をお願いしております。

主な内訳としまして、(1)の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業につきまして

は、昨今の情報漏えい案件などのインターネットリスク等に対応するための情報セキュリティー強化に係る経費、並びに熊本県総合行政ネットワークの管理運営、及び県庁と各地域振興局等をつなぐ通信回線の借り上げに係る経費でございます。(3)の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業につきましては、マイナンバー制度に係るシステム運用に係る経費でございます。

以上、合計で15億9,000万円余の予算をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田統計調査課長 統計調査課でございま す。

2月補正予算説明資料の41ページをお願い いたします。

委託統計費といたしまして、4,700万円余 の減額を計上しております。

説明欄をごらんください。

統計調査に係る国庫委託金の内示の減額及び国庫委託金の精算に伴う返納金の増額でございます。

続きまして、当初予算説明資料の42ページ をお願いいたします。

まず、委託統計費として1億9,000万円余をお願いしております。

委託統計費は、各省から委託を受けて実施 いたします統計調査に係る経費でございまして、内訳は説明欄のとおりでございます。

次に、単県統計費として270万円余をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○瀬戸会計課長 会計課でございます。

まず、平成27年度2月補正予算資料の43ページをお願いいたします。

中段の熊本県収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金につきまして、1億円の減額補正をお願いしております。

説明欄にありますとおり、決算見込み額に よる減額補正及び平成26年度繰越額の確定に 伴う財源更正でございます。

続いて、平成28年度当初予算資料の44ページをお願いいたします。

上段の一般会計でございます。

2 段目の会計管理費につきまして、2 億 5,223万円余を計上しております。

主な事業費といたしまして、説明欄(1)の会計事務推進費1,836万円余で、全庁的な会計事務検査あるいはその研修会等により会計事務に係る専門性の確保を図るとともに、情報誌の発行等による担当職員への相談対応の充実、業務の効率化など、適正な経理事務執行への支援を進めるためのものでございます。

説明欄(2)でございます。総合財務会計システム管理費1億2,064万円余、それと、説明欄(5)にございます、平成28年度決算から導入いたします地方公会計に対応するための改修費用として、総合財務会計システム管理費(公会計対応)1億1,127万円余でございます。

会計管理費につきましては、前年度に比べ 8,488万円余増額しておりますが、これは主 に公会計に対応した総合財務会計システムの 改修による増額でございます。

3段目の利子につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。これは歳計現金が不足したときに行う一時借り入れの支払い利息でございます。

続いて、下段の熊本県収入証紙特別会計を お願いいたします。

一般会計繰出金につきまして、前年度と同額の30億円を計上しております。

収入証紙特別会計につきましては、収入証 紙で納付される手数料等の収入を一元的に管 理いたしまして、関係課で受け付けました各 種許認可等の申請実績に応じて一般会計に繰り出すものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審 議のほどお願いいたします。

○田上管理調達課長 管理調達課でございま す。

まず、補正予算をお願いいたします。 資料の44ページです。

債務負担行為の変更でございます。

上段の県有施設等管理業務は、庁舎清掃や 設備の保守、点検など361件分の業務委託分 で、限度額5億4,000万円余の増額でござい ます。

中段の給食業務は、特別支援学校など6件 の給食業務委託分で、限度額4,800万余の増 額でございます。

下段の情報処理関連業務は、各種情報システムの運用、保守など202件分の業務委託で、限度額8億円余の増額でございます。

続きまして、45ページをお願いします。

事務機器等賃借は、パソコンなど事務機器 のリース157件分で、限度額1億8,000万円余 の増額でございます。

続きまして、当初予算をお願いいたしま す。

資料の45ページをお願いいたします。

2 段目の会計管理費につきましては、 3,400万円余を計上しております。

説明欄の(1)は、課の運営費、(2)は、県と 市町村で共同運用しております電子入札シス テムの運営費負担分でございます。

次に、資料46ページをお願いいたします。 債務負担行為の設定でございます。

上段の県有施設等管理業務は、限度額730 万円余でございますが、これは漁業取締事務 所ほか1件の業務委託でございます。

中段の情報処理関連業務は、限度額6,300 万円余、各種情報システムの運用・管理業務 など、6件分でございます。 下段の事務機器等賃借、限度額15億900万円余、これはパソコンや各種システムの機器のリース72件分でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく お願いいたします。

○吉富人事委員会事務局総務課長 人事委員 会事務局でございます。

補正予算説明資料の46ページをお願いいたします。

上段で、委員報酬5万円余の減額補正を、 下段で、28年度職員採用試験案内作成のため の75万円余の債務負担行為の設定をお願いい たしております。

次に、当初予算説明資料の47ページをお願いいたします。

委員会費600万円余及び事務局の運営費 2,830万円余をお願いしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○本田監査委員事務局監査監 監査委員事務 局でございます。

補正予算説明資料の47ページ、上の表をお 願いいたします。

上段の委員費でございますが、委員に係る 報酬の増額をお願いいたしております。

次に、当初予算説明資料の47ページ、下の 表をお願いいたします。

上段の委員費2,200万円余につきましては、監査委員4名の報酬等並びに委員監査に要する経費でございます。

下段の事務局費の運営費800万円余につきましては、事務局職員の旅費と実地監査等に要する経費でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局でござい ます。

27年度2月補正予算につきまして、資料の47ページをお願いいたします。

下のほうの表の上段、議会費でございますが、716万円余の増額をお願いしております。これは議員の現員数増による議員報酬の増額及び応招旅費等の減額でございます。

次に、下段の事務局費でございますが、 701万円余の増額をお願いしております。これは、庁舎管理関係委託料、議会棟設備更新工事等の入札残に伴う減額でございます。

続きまして、28年度当初予算でございます。

資料の48ページをお願いいたします。

まず、上段の議会費でございますが、9億7,381万円余を計上しております。これは、 議員報酬、定例会、委員会の費用弁償、政務 活動費等、議会運営に関する経費でございま す。

次に、下段の事務局費でございますが、5 億2,798万円余を計上いたしております。これは、本会議、委員会の運営に係る経費、議会史の編さん費、庁舎管理費、議会棟内部・設備改修工事の設定委託費及び議会棟本館・別館の外部改修工事等の工事費でございます。

議会事務局全体といたしまして、合計で15 億179万円余を計上しております。

次に、資料の49ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為につきましては、先ほど御説明いたしました議会棟外部改修における事業について計上しておりまして、2億214万円余をお願いしております。

外部改修工事につきましては、平成28年度 及び29年度の2カ年度での施行を予定してお りますことから、29年度分につきまして債務 負担行為の設定をお願いしているものでござ います。

議会事務局は以上でございます。よろしく 御審議のほどお願いいたします。 ○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終 了いたしましたので、議案等について質疑を 受けたいと思います。

まず、予算関係議案について質疑ありませんか。

○岩下栄一委員 えらい分量が多くて、もう 目がちらちらするんですけれども、危機管理 防災課ですね。

防災拠点ということで、安心、安全の熊本づくりが進んでおりますけれども、鹿児島・川内の原発が再稼働するということで、この原発再稼働をこの防災拠点構想の中に何らかの位置づけがあるのかないのか、そのあたりをちょっと簡単にお願いします。

○沼川危機管理防災課長 危機管理防災課で ございます。

ただいまのは、多分広域防災拠点構想の中にというお話だと思うんですけれども、明確にその中に原発ということで位置づけはしておりませんが、基本的には、広域災害対応のための県の基盤整備という位置づけでございます。

〇岩下栄一委員 熊本が九州の拠点ということでありますから、隣県に原発が存在するということは、必ずしも、安全だと言われても、100%安心するわけにはいかないので、やはり九州電力や鹿児島県との関連もありますけれども、十分連携をされて、対応といいますか、県民を安心させることを心がけてほしいというふうに思います。これは要望です。

それから、もう1点いいですか。

- 高野洋介委員長 はい。
- ○岩下栄一委員 続きまして、私立学校の耐 震化工事の予算が出ておりましたけれども、

現在の進捗状況というか、熊本県内の私立学 校の耐震化はどのくらい進んでいるのかとい うことです。これは防災関係ですかね。

○橋本私学振興課長 私立学校施設の耐震化 の進捗状況でございますけれども、耐震化率 で進捗状況を御説明いたしますと、昨年、平 成26年4月1日現在の幼稚園、中学、高校、 合計の全体の耐震化率が68.8%でございまし た。

耐震化事業の促進によりまして、平成27年 4月1日現在の耐震化率74.1%ということ で、新4カ年戦略の目標で平成27年度末の耐 震化率を75%としておりまして、ことし4月 1日には目標の75%を達成する見込みでござ います。

〇岩下栄一委員 本当に進捗していることは 好ましいことでありまして、もう一息ですか ら、ぜひ、子供たちの安心、安全のために、 100%を目指して頑張っていただきますよう にお願いいたします。

○ 高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 何点かお尋ねしますが、まず 1点目、ちょっとお聞きしたかったのは、い つも予算編成するときには、財政調整基金が 幾ら積み増したという話が出ていたと思うん ですけれども、今回は出てないみたいです が、その点はどうなんでしょうか。

○正木財政課長 いつも当初予算編成後で幾 ら積み増したということを申し上げていると ころなんですけれども、今年度は、骨格予算 編成のために、実際、その肉づけ予算が終わ ってみないと、どれだけ積み増すことになる かというのは、ちょっと現段階では申し上げ られない状況でございます。 ○西聖一委員 恐らくそうじゃないかなと思ったんですけれども、結局、また知事がかわられて肉づけ予算のときに、やっぱりその財政調整基金を積み立てる分から独自の、県単独の知事の予算に回すと思うんですけれども、現段階でどれくらいあるかというのは、ある程度わかっていると思うんですけれども。

○正木財政課長 現段階では258億円でございます。

○西聖一委員 何も手をつけなければ258億円。

○正木財政課長 はい。

○西聖一委員 わかりました。

じゃあ、次に、今回の補正の予算を見ると、繰り越しが多いんですね。 通常であれば、繰り越しというのは、公共事業関係で事故繰りとか、まあ明許繰りもありますけれども、予算ぎりぎりでできませんという話です。

今回も、基本的にはそうなんですけれども、ソフト事業経費が非常に多いと。ソフト事業経費というのは、大体当初で組んで、スクラップ・アンド・ビルドしながらするわけですけれども、今回の国の対応で、経済対策じゃなくて、地方創生のために相当ソフト予算ができて、それを取り入れてやらなければならないということで、来年の当初予算のソフト経費というか、その部分でスクラップ・アンド・ビルドができるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○正木財政課長 もちろん、スクラップ・アンド・ビルドはしていかないと予算も組めませんので、できる限りスクラップ・アンド・ビルドしてやっていきたいというふうに思っ

ております。

○西聖一委員 というのは、結局、事業はどんどんふえていって人が減っていっているという、そういうところからも来ているんじゃないかなと私は感じているんですね。事業はどんどんふえて、人は減らさないかぬということで、15カ月予算と言われる言い方もされていますけれども、一年一年きちんと事業精査しながらいくと、そこもうまくできるんだろうと思うんですけれども、積み残しがどんどんどんとんという感じなんですけれども、その点はどう思われますか。総務部長にお聞きしたいんですが。

○木村総務部長 ちょっとまたスクラップ・アンド・ビルドというのは、もう徹底的に毎回しておりまして、今回は、予算編成においても、肉づけ予算でまた新規事業とかいろいろ出てくるわけですけれども、今、多分死屍累々たる状況で、予算は切られまくっている状況ですので、多分また復活して何か6月補正でみんな狙ってくるんでしょうけれども、徹底的に査定していくつもりではいます。

ただ、15カ月予算というのは、逆に――まあ、年度ごとの見直しというのもあるかもしれませんけれども、ただ、それ以外にも、最近はちょっと使わない言葉ですけれども、サマーレビューでありますとか、また、補正予算というのは、確かに――先生が認識されているのと多分私も一緒なんですけれども、その補正予算によって人員がふえるわけではないので、今の現体制の中ででき得ることという中での量の精査もしっかりしているつもりではございます。もちろん、そうでない御意見もあられると思いますけれども。

ということで、一件一件、今の職員で、でき得る範囲の中で、優先順位をつけてしっかり精査してまいりたいと思っております。

○西聖一委員 じゃあ、よろしくお願いいた します

最後に、あと1点、これはもう私の不勉強かもしれませんけれども、マイナンバー制度と住民基本台帳システムの予算が当初予算に両方計上されていますけれども、住基予算からマイナンバーのほうに切りかわっていくのかなという感じもするんですけれども、ずっとこれは両システム併存でいくんでしょうか。

○竹内市町村課長 住基ネットを持っております市町村課のほうですけれども、住基ネットワーク、住民基本台帳がマイナンバーの基礎になりますので、ここはずっと並立していきます。

○西聖一委員 ということは、住基ネットは ことしは2億ですけれども、ずっと並行して 予算がダブる――まあ、一般県民から言わせ るとですよ。ダブルカウントするような形で ずっと進むということで理解していいんです か。

○竹内市町村課長 マイナンバーそのものと 住基ネットの持つ役割が違うことになってお りまして、当初、住基ネット整備時にかかっ ておりました年間1億7,000万程度から比べ ますと、今1億1,000万程度に下がってきて おりますので、効率化している部分は効率化 をしております。ただ、残っていくのは、全 国的なネットワークになりますので、必ず残 っていくことになります。

○西聖一委員 わかりました。ちょっと不満 は感じますけれども、そういうシステムなら しようがないということで、いいです。

○ 高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 情報企画課にお尋ねなんですが、昨今、やっぱりサイバー攻撃とかという話をよく聞くんですけれども、本県に、例えばそういった兆侯があったとか、そういった部分はあるのかというのがまず1つと、それと、今回もセキュリティーの関係の予算が出ておりますけれども、情報セキュリティーは非常に重要なところだと思うんですが、そういった意味で、今の県庁のシステムですとか、いわゆる情報機器で、そういったものに心配とかはないのか、ちょっとその辺についてお聞かせ願えればと思うんですけれども。

○松永情報企画課長 情報企画課でございま す。

第1点の攻撃があるのかないのかという話ですが、確かにメール、標的型メールと申しますが、実際にあるような、例えば――挙げるとちょっとあれなんですが、実際にあるような会社の名前を使ってメールが職員に送られてくるというようなことはございます。

ただ、そのあたりのところは、セキュリティーの形で確認ができておりますので、職員のほうに警告する形で、メール等をあけないように、今情報企画課のほうから指示をしておりまして、実際に情報流出があった事例はございません。

それから、県庁のセキュリティーの問題で ございますけれども、今回の当初予算のほう でもお願いしておりますが、ネットワークの セキュリティー強化を来年度図る予定でござ います。

マイナンバー系の事務については、もう完全に独立したネットワークといたしておりますし、県職員が使っております全庁ネットワークが、現在のところインターネットと接続している部分がございましたので、そのインターネットのシステムを完全に分離した形でネットのセキュリティーを確保してまいりたいというふうに考えておりまして、来年度の

対策でその辺はきちっとできるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。

それぞれ手を打っていらっしゃるのがわかるわけなんですが、年々やはり巧妙化しているところもありますし、これだけネットを使って多くの職員さんたちが仕事をしている状況でございますので、利便性とそのリスクというのはあるので、そこはしっかりとやっていただければというふうに思います。それで結構です。

○ 高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 補正の32ページですけれ ども、ちょっと具体的なことを教えてほしい と思いますが、32ページ、地域振興課。

経済対策分ということで、(1)の集落サポートプロジェクト事業というふうなことで、何か小さな拠点をつくるというふうな予算が計上されて、これは具体的にどんなことなんですか。

○横井地域振興課長 本事業は、さまざまな 課題に直面する過疎集落の日常生活機能を維 持すると、そこで安心して暮らし続けていた だく、住み続けていただく仕組みづくりを県 が支援するものということでございます。

事業の内容につきましては、県と市町村が一体となって、生活支援サービス等の事業を実験的に立ち上げるということで、一応、各広域本部ごとに1集落掛ける500万の4カ所をモデル的に、その集落をどういう支援ができるか、例えば買い物支援なのか、移動の支援なのか、そういうのを市町村から提案していただいて、それについて県と一緒になって、県が委託をして取り組んでいく、それをモデル的に取り組むことによって、翌年度以

降はほかの地域にも派生していくという事業 でございます。

○小早川宗弘委員 じゃあ、1圏域ごと、1 振興局ごとに1集落をモデル事業とするとい うふうなことの認識でよろしいでしょうか。

○横井地域振興課長 1広域本部ごとでございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

結構、この限界集落というのの問題がかなりふえていて、もう集落自体維持ができぬというふうな、これはもう全国的な大きな問題だというふうに思いますので、どうかこのモデル事業を成功させていただきたい。まあ、500万で何ができるのかなというふうなことでちょっと不安には思いますけれども、そういう500万の中で、地域の住民の皆さん方の知恵や工夫やそういうのを取り出して、何か生活を支えるようなモデル的な事業をつくり出していただきたいと思います。

以上です。

○ 高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 今、小早川先生の意見と少し関連して質問させていただきますけれども、私も、小さな拠点づくりということで、何か予算以上に期待をしたんですけれども、今の事業でですね。モデル事業でこの4カ所をやられるということで補正で組まれますよね、これは。まだこれから地域とか地区とかについては検討されていくんですか。

○横井地域振興課長 もともとこの補正は、 加速化交付金を活用するための事業で、本 来、来年度、例えば夢チャレ事業を使ってや ろうとしていた事業を、このプロジェクト事 業に充てたという経緯でございます。 本来的に言いますと、何といいますか、要は4カ所、今回モデル的にやるんですけれども、もともと夢チャレンジ事業補助金のメニューの中に、こういう小さな拠点といいますか、そういう集落をサポートするような補助事業のメニューがございましたので、今回、これは10分の10の加速化交付金を使ってモデル的に県がやりますけれども、それをモデルとしながら、今後、夢チャレ事業を使いながら、ほかの事業、地域でも派生していくというようなことを考えております。

以上です。

○西山宗孝委員 さっきお話があった、お買い物支援とかいう話が、まあ一例があったんですけれども、余り形にこだわることでもないんですかね、内容としては。小さな拠点をつくるという、まあ限界集落じゃありませんけれども、そういった地域、地区もありましょうし、そこまで行かなくても、少しばかり都心から離れた地域とかあるじゃないですか。あるいは都市部の周辺とか。どういうイメージで捉えていればいいですか。

○横井地域振興課長 その小さな拠点自体が 核となる、例えば、診療所とか、小学校と か、公民館とか、郵便局、あるいはそのメー ンとなる集落があって、それにプラス外側 に、何というんですかね、それこそ小さな集 落がそれぞれ、例えば商店が閉鎖してしまっ た集落とかあるので、そこに対する、例えば 買い物支援ですとか、高齢者の見守りとか、 あるいはデマンドタクシーを、何かそういう 仕組みをつくったりとか、例えばある村の割 と中心的なところまでやってくる移動手段の 何か支援をどうするかとか、そういうことを 考えております。

○西山宗孝委員 先ほどもお話ししたんですけれども、いろんな地域、地区には課題があ

ると思うんですよね。まあ、期待するんですけれども、今最後のお言葉にあるように、そういう地域の中のお買い物支援とか、ソフト的なイメージがとても強いんですよね、支援と言うと。

そうじゃなくて、この地域の課題については、もう少し、ローカルではあるけれども、 拠点性を高めようとか、そのためにいろんな、まあシンポジウムじゃないんだけれども、そういった会合をやったりとか、そういう観点で捉えることはお考えじゃないんですか。

○横井地域振興課長 もちろん、地域のことをどうするかというのは、地域が当然考えていただくのが一番のことでございますので、そういうやる気とか、いろんな情報支援とか、そういうことで市町村と連携して取り組んでいくつもりでございます。

○西山宗孝委員 じゃあ、特にこれだよとい うのはなくて、自主性を主体としてやられる ということですよね、この事業については。

○横井地域振興課長 最後に、何を主体的に ——申しわけございません。

○西山宗孝委員 先ほどから、お買い物支援とかという言葉で終わるじゃないですか。だから、本部ごとに1カ所ずつぐらい、モデル地域の拠点となるまちづくりをモデル的にやりましょうという中で、本部ごとの地域、地区であっても、あるいは――それぞれに温度差があって、それこそ限界集落に近いような、お買い物も全くできないような地域もありますし、そこまではなくても、医療・診療関係がこの地域にはもうなくなっていっていると、その拠点性を高めるための施策を地域、地区で練るとか、そういったことも考えてもいいんですかということです。

○横井地域振興課長 おっしゃるとおりで、 そのために今回は市町村のほうから提案をい ただいて、それについて県と市であわせて支 援をしていくということで、だから、この地 域にはこういうことが必要だというのを、市 町村のほうから提案いただくという仕組みで 取り組んでいくことにしております。

○西山宗孝委員 わかりました。 もう1つ、委員長、いいですか。

○髙野洋介委員長 どうぞ。

○西山宗孝委員 それから、補正で今回上が っています空港ライナー、交通政策課のほう にお尋ねしたいんですけれども、今資料をい ただきましたが、これについては、今、どこ の駅ですかね、駅からライナーを流されてい たり、あるいは地域によってはリムジンバス を使ったり、あるいは熊本の場合は結構車が 多いということなんですけれども、まあ新し く熊本駅も駅整備の構想が上がりましたし、 そういった意味では――もう1つ、熊本市の 中では、市電の延伸とか、今検討されている じゃないですか。そういうことを踏まえなが ら、県としては、空港という位置づけの中 に、定時性の確保ができるような交通手段と か、そういった全体的な検討とか方針につい ても、お持ちではあると思うんですけれど も、特に鹿児島と熊本がなかなかそういっ た、定時性のある軌道系であったりするもの がないという代表的な地域だと思うんです が、そのお考えはいかがなんですか。

○藤井交通政策課長 交通政策課です。

空港全体のアクセスにつきましては、先ほ ど御説明しましたとおり、直行というものに つきましては3つしかございません。県下全 域からは、鉄道を使ったり、高速バスで乗り かえたり、さまざまなルートがございますので、地域ごとでそのアクセスについて、どのような形でスムーズに行けるかということを検討しなければいけないと思って、これまでも検討してきたという経緯がございます。

そうした中で、先ほど申し上げましたよう に、空港の利用者がふえておりますので、今 後、さらに空港利用者が利便性を持って利用 できるように考えていきたいと思っておりま す。

ただ、鉄軌道につきましては、平成20年度に一度検討したことがございますけれども、 莫大な費用がかかるということで、ソフトの 面、または代替策としてライナーを始めたと ころでございまして、それが順調に今伸びて きているという状況にあります。

今後も、アンケート調査、企業等の利用も ふえておりますので、そういったところもや りながら、ニーズに合わせてアクセスについ て検討していくという考えでございます。

○西山宗孝委員 相当お金がかかる調査とか、軌道系についても、投資経費は莫大な話ということも私も聞いていますけれども、せっかく今後熊本市のほうが、市電の延伸というのが、まあ空港を目指しているかどうかはわかりませんけれども、新年度で始めるということでありますので、人口集中の拠点である熊本市から飛行場へという方向性については、非常に県民にも影響を与えるアクセスだと思うんですよね。過去に検討されたということもありますけれども、そういった視点も、今回を機会に、含めながら検討していただければと思っているんですけれども。

○藤井交通政策課長 交通マスタープランを 今年度策定を、共同事務局みたいな形でやっ ておりまして、その中でも、来年度から延伸 についても検討されるということでございま すので、そうした情報もしっかり踏まえなが ら、意見を交換して、全体のアクセスがよく なるような検討をしていきたいと考えており ます。よろしくお願いします。

○髙野洋介委員長 ほかにございませんか。

〇山本伸裕委員 先ほどの小さな拠点の件で、小早川委員と西山委員からのお話もありましたですけれども、それに関連して、この小さな拠点への誘導というようなことが書かれているんですが、ただ、一方で、例えば回遊性を持たせると、学校はこの集落であるとか、医療機関はこの集落であるとか、お買い物するならこの集落、そういった集落ごとに回遊性を持たせて集落を結ぶというような考え方で地域づくりを進めたがいいんじゃないかという意見もあるわけですね。

先ほど西山委員からもお話があったとおり、それぞれの地域の特性とか住民の要望とか、やっぱりさまざまな特色があると思いますので、それは小さな拠点をつくって交通ネットワークで結ぶというような、型を押しつけるようなことではなくて、今の例えば回遊性であるとかそういったことでも、構想として、そこをモデルにして支援するというようなことも、可能性として、可能性というか、そういうことでもイメージすることは可能なわけですかね。

○横井地域振興課長 基本的に、例えば国なんかが示す小さな拠点のイメージというのが、一つ中核があって、放射線状にそれぞれもっと小さなのがぶら下がるというようなイメージであるんですけれども、それを、外側を結ぶということについて、コストの件とか、その辺でどう考えるかということで、まあ必ずしも否定するものではないんですけれども、モデルとしてはそういうモデルが示されているということでございます。

〇山本伸裕委員 やっぱりどうしても交通ネットワークで結ぶとなったときに、じゃあ交通ネットワークの採算がどうなのかというところの問題が直面してきたときに、もう集落への交通ネットワークが将来的にはだんだん断ち切られていくというようなことになると、やっぱり集落が寂れていかざるを得ないということになりますので、いかにその集落がやっぱり住民にとって住みやすい拠点となっていくかというようなことでは、まあ柔軟にある程度、それこそ地域の特性とかも考えた支援の対応がいいんじゃないかなというふうに、私は思っています。

○髙野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 ふるさと納税、それから寄附 金の件でちょっとお尋ねですけれども、全国 的にこれもいろいろ取り上げて、返礼品が地 域によってピンからキリまでありますが、こ んな高価なものを返礼しているのかなという 事例もありますけれども、熊本県の場合は、 何%ぐらいとか、何か規定を定めて返礼をし ているんでしょうか。

○斉藤税務課長 最近のマスコミ等では、返 礼品の過熱競争というふうな報道がいろいろ とされているところでございますけれども、 本県の場合には、送料込みで3,000円程度と いうことでお返しをしているところでござい ます。

○西聖一委員 熊本県は3,000円でしているということですけれども、変な話ですけれども、仮に10万円払っても、1万円返してでも9万円懐に入るということであれば、極端に言えば、10万円で、5万円返しても5万円入ってくるという考えに立てば、今こういう金利も下がっているときに、寄附金しませんかと呼びかけると、すごく来る感じもするんで

すけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○斉藤税務課長 本県の感謝の品の考え方に つきましては、先ほど申しましたように、ま ず良識ある対応をしていこうというようなこ とがベースにありまして、そのために、基本 送料込みで3,000円ということで考えており ます。

ただ、寄附金額がかなり高額な方もいらっしゃいますので、そのあたりは、10万円から50万円までの間に、大体4段階ぐらいで分けておりまして、段階に応じてから感謝の品数をふやしていくと。1品から4品までふやしていくということで、金額に応じた対応はさせていただいているところでございます。

○西聖一委員 県は、常識的な範囲で、市町村に対する指導とか、そういうのはもう全然ないんでしょうかね。

○斉藤税務課長 ふるさと納税に関しましては、県からの指導権限がございませんので、ここは各市町村さんの判断だと思うんですけれども、本県の場合には、市町村と共通の会議体を持っておりまして、その中でいろんな情報交換等はさせていただいているところでございまして、本県の感謝の品に関する考え方についても、その場で一応考え方についての表明といいますか、ついては説明を申し上げているところでございます。

○西聖一委員 やっぱりもう県に準ずるというのが市町村の考え方でしょうから、まあ指導というわけではないですけれども、今のやり方でいけばいいのかなとちょっと思っていますので、よろしくお願いします。

○池田和貴委員 済みません、ふるさと納税 については、今、西委員のほうからありまし たが、今、こういう返礼品がありますよというのは、特集が組まれたりとかしてやっているわけですよね。そういった意味では、考え方として、やっぱり少し戦略的というか、どうするかというのは、やっぱりちょっと考えていったほうがいいような気がするんですね。特に、本県が、もう税収がたくさんあって、税収要らないよという話だったら別なんですけれども、そうじゃないとは思うんでですね。

確かに、高額商品を出して競争になっていくというのは問題かというふうに思いますが、しかし、ふるさとを応援したいという人たちの気持ちをやっぱり刺激するような、そういったものに、金額も含めてなんですけれども、やはり少し考えていく必要はあると思うんですね。まあ一律3,000円ぐらいとかという、もちろん金額はそれは必要だと思うんですけれども、それ以外のところでやっぱり頭を絞るところもあるんじゃないかと思うんですけれどもね。その辺はどうでしょうかね。

○斉藤税務課長 本県の感謝の品の場合には、ここ2年間で、まず感謝の品の品数をふやしてきました。今現在16ほどあるんですけれども、特に今年度も、かなり3~4品ほどは多く感謝の品を増加してきたというのが1点と、これまで、特別枠としましてくまモン応援分とか夢教育応援分とか、そういうふうな特別枠を設置しまして、本県の中で特に全国に向けてPRできるやつあるいは本県独自の施策についてPRするということもあわせてやってきたところです。

また、本年の4月からは、ワールドカップラグビー大会とかそういうものがございますので、そういうふうなものを大会の支援対策としまして、また、熊本ファンのさらなる拡大のために、新たな特別枠をつくるというふうなことでも、今後対応していきたいという

ふうに考えているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。いろいろそうやって考えていただいているということであれば、本当わかりましたので、またしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

委員長、済みません、ちょっと続けて質問 よろしいですか。

○髙野洋介委員長 どうぞ。

○池田和貴委員 補正予算の全体のことにつ いてのちょっと質問なんですけれども、済み ません、私が勉強不足のところもあって大変 恐縮ですが、今回、県税収入が、補正前が1, 503億円、補正後が1,586億円になっていま す。自主財源がふえると、私は地方交付税は 減らされると思っていたんですが、今回、地 方交付税も28億円の増額になっているんです ね。県税収入がふえたら、75%分ぐらいはい わゆる交付税が減らされるというふうに私は ちょっと思っていたものですから、ここが何 でそうなっているのかなというのがまずちょ っと1点あって、それと、県債管理基金繰入 金が261億円減っているんですけれども、か なり、400億ぐらい予定していたのが、260億 減っているとなっていますので、この辺の理 由を、済みません、ちょっと教えていただき たいというのがあります。

それともう1点、これは人事課の人事管理 費のほうで、退職債が3億1,900万、一般財 源から地方債に3億1,900万財源更正されて いるんですけれども、これはなぜ財源更正を したほうがいいのか、ちょっとその辺を教え てください。

○正木財政課長 まず、1点目でございま す。

税がふえたら交付税が減るはずじゃないか

というような、まさしくおっしゃるとおりでして、ただ、税にしても、交付税にしても、 予算額割れをしないために、両方ともかために見積もっているところでございます。ですので、基本的には税がふえたら交付税は減る構造にはなっておりますけれども、その予算割れを起こすほどの減にはならないということで、結果的には増額ということになっております。

2点目ですけれども、4ページですが、県 債管理基金の繰入金、262億ほど減になって いるということなんですが、毎年、このよう な形で2月補正で繰入金を減らすということ にしているんですけれども、当初予算で言い ますと、この県債管理基金は337億円取り崩 して予算を組むというような形にしていたん ですけれども、ただ、この税収が上振れした りだとか、交付税が上振れしたり、あとは歳 出のほうでは不用額が出たりして、261億程 度取り崩す額を減らせるということで、最終 的には、この県債管理基金で言うと、75億の 取り崩しという形になっております。

一方、済みません、ちょっと補足させていただきますと、15ページなんですが、15ページの2行目、財政管理費の5番の県債管理基金積立金のところで、67億積み立てることにしておりまして、これは地方財政法に基づきまして、前年度の繰越金の半額は基金に積み立てないといけないということになっていますので、67億積み立てることになっています。

ということで、75億を取り崩して、そして 67億積み立てるという、また、あと、ここか ら出ていませんけれども、さらに繰越額とか 出てきますので、最終的には大体同じぐらい というような形になろうかと思っておりま す。

3点目の退職手当のことですけれども、退職手当債を充ててすることにしておるんですけれども、退職手当債も、自由に幾らだけ発

行できると決まっているわけじゃなくて、計算式がいろいろ決まっていまして、それで最終的な発行額が決まるということになっております。

当初予算でも、これぐらいの額ということで見込んでその退職手当債に充てていたんですけれども、最終的に計算式を当てはめて精査してみた結果、ここぐらいまで発行できるということですので、それに合わせて補正したというところでございます。

○池田和貴委員 御説明はわかりました。

なので、予算と実際の税のあれはまた違うということが何となくわかったんですが、ただ、もう1つ、済みません。ということは、これもそういうことかなと思うんですが、県税収入が1,586億円、補正予算後に予算は組んでいるんですが、来年度の当初予算では1,554億ということで、今年度の補正後の数字よりも低い金額の県税予算の収入として見ているので、というのは、やっぱりかために見ているので、というのは、やっぱりかために見ているのでこういう数字になるのか。まあ、イメージとすると、今、非常に経済、乱高下をしているようなイメージがありますが、割とよかったイメージがあるんですね。そういった意味では、どういうふうにここを見ているのか、ちょっとお願いします。

○斉藤税務課長 県税につきましては、当初 予算、先ほど財政課長が申し上げたとおり、 かなりかために見積もっているところでござ いまして、本年度も、2年ぐらい前からの景 気回復等によりまして、県税収入は着実に増 加をしているところでございます。特に、個 人所得税とか企業業績の回復を受けまして、 個人、県民税並びに法人事業税などが特に伸 んでいるというふうな状況でございます。

そういう中で、27年の2月補正後と当初予 算との間での差額が減額になっているんです けれども、これにつきましては、全体的な基 調は同じでございますけれども、個別具体的に申し上げますと、不動産取得税についてはかなりばらつきがありまして、来年度については、大型物件関係が余りないというようなことも今のところ想定されるところでございますし、また、一方、地方消費についても、果たしてこのままの推移でいるところも若干不透明感が、最近、中国経済の減速とか、そういうものもございますので、考えていく必要があるかなというようなことで、本年度は、平成27年2月補正後から約30億円減というようなことで見積もっているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

いろいろな考え方があるなと思って、まあ小さい財源とか、その辺が見えてないのであれなんですけれども、基本的には、いわゆる景気といいますか、こういった部分が少し弱含みになっているというふうに見ているのか、それとも、大体基調は維持していると思っているけれども、まあいろいろなことで調整してこうして見ているのかという意味では、どういうふうに考えていらっしゃるんですかね。

○斉藤税務課長 これは日銀の景気動向の考え方でございますけれども、まず、緩やかながら景気は回復しているというような基調は、九州のほうでもそのようなことだと思っておりますが、本県の場合、個別具体的に見た場合なんですが、製造業については、大体2%程度ぐらい伸んでいるところでございますが、これが海外の新興国並びに中国関係の景気がどうなるかというようなこと、並びに最近原油安ということもございますので、そのような外的な要因でかなりぶれてくるんじゃないかというようなことで、法人事業税と

か、場合によっては個人所得、これも実質賃金がどうなるかというようなことにもかなり 左右されると思いますけれども、その辺がかなり不透明な状況になっているというふうに 感じております。

ただ、その基調としては、引き続き景気については回復しつつあって、業績もそのまま向上していくものというふうには考えているところでございます。

- ○池田和貴委員 わかりました。
- ○髙野洋介委員長 ほかにございませんか。
- ○西聖一委員 今の財政課長の答弁に対して、2つほど確認したいんですけれども、地方交付税が今回ふえたのは、国が特別枠をつくって、それを配分してきた分が増加したと私は認識しているんですけれども。
- ○正木財政課長 済みません、特別枠というのは、ちょっと承知は――交付税についてちょっと……。
- ○西聖一委員 地方交付税の算定の中で、いろいろやりくりした中でふえたと私は思っていたんですけれども。
- ○正木財政課長 今回の国の補正で言いますと、国の補正の財源として、一部地方交付税の部分を見ているんですが、調整率といいまして、当初、国がこれを配りますといった額よりも、実際に国のほうの予算がないので、幾らか割り落として交付税を配られている部分があったのが、今回、景気回復等もありまして、そこを割り戻してくれているというような部分もあるところでございます。ちょっ

と済みません。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。 ——なければ、これで予算関係議案について の質疑を終了いたします。

引き続き、条例等関係議案について質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 大丈夫でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ 高野洋介委員長 なければ、これで条例等 関係議案についての質疑を終了いたします。

ただいまから、議案第1号、第3号、第10号、第14号、第19号、第20号、第23号、第30号、第34号、第39号から第47号まで及び第70号について、一括して採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇山本伸裕委員 第20号、第44号、第46号に ついては、挙手で採決をお願いします。

○髙野洋介委員長 わかりました。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第20号、第44号、第46号について、 挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

(賛成者举手)

○髙野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第20号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第1号外15件について、 一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外15件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願い いたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

A 4 横の総務常任委員会報告資料、御所浦 地域振興策の進捗状況についてをお願いいた します。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目 をごらんください。

1ページ目が、昨年2月に取りまとめた振 興策の一覧でございます。

この各事業の進捗状況につきまして、2ページ目以降で御説明いたします。2ページをごらんください。

二重丸が既に実施済みの事業、一重丸が協 議を進めている事業でございます。

まずは、交通分野でございます。

全島民の定期航路の運賃負担の軽減については、7月18日から実施しております。来年度から割引を利用者全員に拡大することにつきましては、先ほど藤井交通政策課長のほうから説明があったとおりでございます。

次に、乳幼児健診等に係る船賃の無料化に

ついては、4月1日から実施済みです。

御所浦―棚底間の朝夕増便については、高校生が早朝課外や部活動に参加できるよう、夕方の便については、12月4日から増便し、朝便については、関係者と協議を進めているところでございます。

御所浦―水俣間航路の増便についても、4 月1日から実施しております。

次に、医療・福祉分野でございます。

常勤医師の配置について、4月から1名配置しております。

また、医療機器の購入等につきましても、 医師の希望をお聞きしながら、順次整備を進 めているところでございます。

3ページをごらんください。

教育分野でございます。

高速通信網の整備については、予算化の関係で、平成28年度に着手予定で、現在市と協議を進めております。

最後に、地域活性化に関する分野でござい ます。

地域おこし協力隊については、7月1日から配置しております。

また、化石採取と島内クルージングを7月 18日から9月30日まで実施して、約500人の 方に参加いただきました。

また、今週土曜日、27日には、第1回島・あじマラソン大会を開催し、島外から120人を超える方々が参加され、御所浦に全員宿泊される予定です。うち3分の1が県外で、遠くは東京からも参加いただいておりまして、120人のうち、初めて御所浦を訪れるという方が約7割を占めております。

次に、空き家対策については、実態を把握するための調査を11月から実施して、ことし1月に完了しました。今後は、調査結果をもとに、天草市が所有者と交渉を行うこととしております。

地域通貨を活用した地域づくりについて は、10月から、会員、加盟店の募集、登録等 を開始しまして、本年1月から運用を開始しております。

以上が振興策の進捗状況の報告でございます。平成28年度も、これらの事業を継続しながら、また、地元の意見も踏まえ、必要な見直しを行いながら、少しでも早く島民の方々が効果を実感できるよう、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企 画・世界遺産推進課でございます。

長崎の教会群の推薦取り下げについて御報告いたします。ことし7月の世界遺産登録を目指しておりました天草の﨑津集落の推薦取り下げでございます。

資料は、天草の﨑津集落を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推薦取り下げについてという資料をお願いいたします。

この資料の1、経緯の5行目以下に記載しておりますが、本資産は、平成27年1月に、国からユネスコに対して推薦書を提出し、同じく27年9月から10月に、専門機関イコモスの現地調査がありました。そして、もともとことし、28年7月の登録を目指しておりましたが、記載のとおり、ことしの1月18日に、イコモスが現地調査等に基づきまして中間報告を行い、その結果を受けまして、2月9日に、閣議を経て推薦取り下げとなったものでございます。

3番のイコモスの中間報告のポイントということで記載しておりますが、イコモスの中間報告の中身としまして、1点目として、潜在的な価値はあること、2点目としまして、個別の資産が全体の価値に貢献している根拠等の証明が不十分、それから3点目として、禁教の歴史に焦点を当てた形で推薦内容を見直すべき、4点目として、速やかな再推薦に向け、イコモスは助言、支援を行うということが示されておりました。

この中間報告を受け、国は、このまま進めても世界遺産委員会での登録は極めて困難ということを考えまして、一旦推薦を取り下げ、イコモスの助言、支援を受けながら再推薦をすることが確実に登録される手段であると判断し、各自治体の意見を聞いた上で、最終的に取り下げの決定をしたものでございます。

4番、今後の流れに記載しておりますが、 今後、長崎県等関係自治体と協力しまして、 3月までに改訂版の素案を作成しまして、こ とし7月の再推薦決定、平成30年夏の世界遺 産登録を目指して、引き続き取り組みを進め てまいります。

以上、御報告申し上げました。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。

総務常任委員会報告資料、川辺川ダム問題 についてをお願いします。

球磨川治水対策協議会について、前の定例 会で御報告しました第3回以降の会議などの 概要について御報告いたします。

まず、1、川内川現地調査の概要です。

協議会の構成員内で治水対策について幅広 く見識を深め、議論の一助とするため、平成 18年の洪水後、さまざまな対策が進められて いる川内川の事例について、現地調査を実施 しました。

次に、2、第4回会議の概要です。

遊水地、市房ダム再開発、放水路の3つの 治水対策案について協議を行いました。市町 村からの主な意見などは記載のとおりでござ います。

裏面をお願いします。

次に、3、第1回整備局長・知事・市町村 長会議の概要です。

これまでの協議会の検討状況、ダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策の進 捗状況について協議を行いました。 市町村から、遊水地や市房ダム再開発への 懸念、放水路の効果への期待と懸念、費用対 効果や工期に関する意見などがありました。

今後、これらの意見を踏まえながら、詳細 に検討を進めていくこととしております。

最後に、4、今後の検討の進め方について です。

これまで協議した6つの対策案に3つの対策案を合わせ、概要整理と課題整理を行い、9つの対策を個別に実施した場合の対策案について、パブリックコメントを実施する予定です。

次に、複数の対策の組み合わせ案の概要整理と課題整理を行い、同様にパブリックコメントを実施する予定です。

その後、対策案の総合的な評価を行い、 国、県、市町村で共通の認識を得ることとしています。

以上でございます。

○髙野洋介委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

〇山本伸裕委員 まず、御所浦地域振興策の件ですが、この資料を見る限りにおいては、仕事、雇用の振興といいますか、それが、今のところなかなか苦労しているのかなという印象を私持ったんですね。やっぱり若者が定住していく、それが促進されるような振興としては、やっぱり地域での仕事の場、雇用の確保というのがどうしてもやっぱり大事な要素となると思うんですけれども、そういう点では、いかにして地域の特性や特産を生かして付加価値の高い生産であるとか産業を創出していくかと、そういう点での知恵の出しどころではないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○横井地域振興課長 もともとこの地域振興

策につきましては、昨年、割と短い期間に、 とりあえず当面できる振興策ということで取 りまとめたものでございますけれども、普通 に考えて、なかなか御所浦に、例えば企業誘 致ですとか、何かの事業を立ち上げるのは非 常に難しいんですけれども、その下敷きとし まして、例えば今回やっております高速通信 網の整備というのがございますけれども、例 えばその高速通信網で、これに光の通信ファ イバーが入ってくることによって、例えばW EBデザイナーの人ですとか、必ずしも都会 に住んでなくても、御所浦に住んでいてもで きる事業というのがあると思います。

現に、今回の地域おこし協力隊の方に1名来ていただいたんですけれども、彼は、本業は別に、そういうネットを使ってやる事業をある意味持っておりまして、ただ、今のところ回線が遅いのでなかなかそれが使えないという状況もありますので、こういう整備をすることによって人が入ってきて、仕事を自分で立ち上げることが可能になるんではないかなということで期待しています。

そういうことにあわせまして、空き家の改修につきましても、やっぱり今よそから来て住めるところがないので、そういう下地をこういう事業でつくっていきたいというふうに考えております。

○山本伸裕委員 そういったところでの探求 はぜひお願いしたいと思うんですけれども、 同時に、やっぱり御所浦地域ならではのすば らしい資源であるとか、やっぱり可能性があ ると思うんですね。それは、第1次産業でも そうであるかもしれないし、御所浦ならでは の魅力を感じて若者がそこに戻ってきたいと か、移り住みたいとかいうような要望もそこ から生まれてくる可能性があるんじゃないか なと思いますので、そういった点でも、ぜひ また探求をお願いできればと思います。

委員長、今のは要望で結構ですけれども、

もう1点よろしいですか。

○髙野洋介委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 川辺川ダムの問題について なんですけれども、これは一般質問で坂田先 生のほうからも御意見がありましたが、私 は、今の現状の大きな問題は、やっぱり国交 省の姿勢に問題があるんじゃないかなという ふうに思うんですね。

というのは、やっぱり治水協議会の場において、そもそもダムを前提とした議論の中で持ち出されてきた人吉の引堤の問題であるとか、これはもう莫大な事業の予算がかかるから現実的ではない、やっぱりダムによる治水しかないんじゃないかという議論の前提として持ち出されてきたやつを、依然として相変わらずこの治水協議会の場で持ち出されてきているというような点では、やっぱり国交省は責任が重いと思うんですよ。

蒲島知事が答弁されたように、ダムによらない治水を追求していくんだと、そして、一つ一つ具体的にその治水対策を積み上げていくことによって治水安全度を高めていくんだというようなことの姿勢を、その点では、改めて県のほうも、はっきり国交省に物を言っていただきたいなというふうに思うのが1点です。

それからもう一点は、昨年の鬼怒川の決壊の問題に端を発して、今、国交省自身も、治水に対する考え方の中で、破堤、要するに水があふれても堤防が壊れない、堤防強化の問題についての研究をかなり、もうそちらのほうに重点を置いて進めてきているというような状況ではないかと思うんですね。

そういう点では、やっぱり人吉の地域の特性を考えても、たとえ堤防から水があふれても、熊本市のように、市街地がかなり川よりも低いというような状況ではないですし、そういう点では、水があふれても堤防が壊れな

い、堤防の強化、安全策を追求していくというような問題と同時に、水があふれたとしても、いかに住民の安全を守るかという点で言うと、治水安全度を高めるという一本やりの議論ではなくて、防災安全度を高めると。

今、球磨川では、タイムラインというようなことで、住民の安全をいかにして守るかという、そういうソフト的な対策なんかの研究も今策定が進められているわけですから、そういう点では、防災安全度を向上させるというような点で、このダムによらない治水対策とあわせて、そういう点で球磨川の安全確保を、ぜひ県としては積極的に検討を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 まず、1点目なんですけれども、まず以前の川辺川ダムを建設するか否かの時点での国交省が出した代替案というのは、人吉地点で80年に1回の洪水に対応するための対策と、その代替案の比較というのが論点でしたけれども、現在行っています球磨川治水対策協議会、これは年超過確率で言いますと、20分の1から30分の1と。これは、全国的に見ても、中期的な目標としては妥当な目標値になっておりますけれども、これをいかにして安全に流すかということで、目標の比較対象とするものがそもそも違ってはおります。

また、この協議会では、新設ダムを除いて 考えられる対策を、その目標に向かって網羅 的に検討するということにしておりまして、 その点におきましては、国交省も真剣に検討 をされているというように考えております。

その次の堤防のことなんですけれども、破堤しない堤防につきましては、第3回の協議会で説明があっておりまして、現時点においては、決壊しない堤防は技術的に確立されていないということで、今後は堤防のかさ上げ、これについて引き続き検討するというこ

ととなっております。

最後に、安全度のお話ですけれども、国交 省のほうでも、鬼怒川の洪水を契機に、いか に避難するかということで、委員がおっしゃ いましたようなタイムラインを流域において も策定するということで、球磨村と人吉市で 先行して現在策定をされております。その策 定後、流域のほかの市町村にも情報を共有す るということで考えられております。

それ以外にも、流域の市町村長に対するトップセミナーでありますとか、流域の住民の 皆様と一緒になった球磨川の共同点検なども 取り組まれております。

また、県におきましても、予算のところで 御説明いたしましたけれども、防災、減災の ソフト対策の市町村の取り組みをしっかり支 援していきたいと考えております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 済みません、さっきの表現で、要するに水が越えても決壊しない堤防という点ですね。それで言うと、鬼怒川の問題では、堤防が盛り土でつくられていて、それで水が越えて堤防そのものが壊れてしまったというような状況なんですけれども、今は、例えば堤防に鋼矢板を打ち込むであるとか、パラペットであるとか、かなり構造的にも、素人が見ても相当強度が違うんじゃないかと思うんですね。それが、依然として堤防の安全基準というのは、余裕高を持つためにはこれだけの厚さがないといけないとか、盛り土を前提とした安全基準になっているんですよね。

そういう点では、国交省自身も、やっぱり 今の堤防の技術の発展に伴って、そういった 基準なんかも見直していいんじゃないかなと いうふうに思っておりますので、そういう点 では、先ほども言いましたように、治水安全 度のみの対策でなくて、やっぱり防災安全度 という観点で住民の安全を確保していくとい うようなことで、ダムによらない治水対策 を、ぜひ今後とも県としては積極的にお願い したいと思います。

○髙野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 天草の﨑津集落を含む推薦 取り下げの件についてですが、先日土曜日、 蒲島知事も現地に入っていただきまして、地 域の住民の代表の方々から御意見を聞いてい ただきました。

大変、その後のお話を聞いてみますと、住 民の皆さん方も、知事本人が足を運んでいた だいて、それで意見を聞いてもらってという ことで、終わった後の集まりでも、非常に住 民の皆さん方、力づけられたというようなお 話が出ていたようでございます。

その中で幾つか要望が出されて、私もその 場にいたわけでございますが、特に今回の件 で、イコモスの中間報告のポイントも、ここ の3ポツにございますが、「日本におけるキ リスト教コミュニティーの特殊性は、2世紀 以上にわたる禁教の歴史にあるという印象」 ということで「禁教の歴史的文脈に焦点を当 てた形で、推薦内容を見直すべき」というよ うな中間報告のポイントが出ておりまして、 そういう意味では、資産構成を見てみます と、この段階で、伝来、禁教、復活という3 段階のうちのいわゆる禁教のところというの が非常に、いわゆる日本のキリスト教コミュ ニティーにおいては特殊性があって、ここが 非常に普遍的な価値の根源であるというよう な捉え方じゃないかというふうに思うんです が、その中に天草の﨑津集落が入っていまし て、あと3カ所が長崎の教会群が入っている ということになります。

その中で、やっぱり地元の人たちから出た のは、もともと、今回の名称が長崎の教会群 とキリスト教関連遺産ということでずっと出 ていましたので、ここにやっぱり自分たちの 天草の﨑津集落、またはそういったところも 名称の中に入れてもらえないかというような 要望が出たかというふうに思うんですね。

この辺については、今後、長崎――実際は、資産の大部分はやはり長崎県さんがお持ちなものですから、そことの話し合いになるかというふうに思うんですが、今後、そういった住民の要望に対して、どういうふうにして対応していかれようとされていますでしょうか。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 名称につきまして、天草という文字を入れてほしいというのが、私も、﨑津のほうの現地のところで直接お聞きしましたし、また、これはもともと、経緯のところにちょっとございますが、天草の﨑津集落が後でちょっと資産に追加になったということがありまして、この24年の当時も、天草というのを入れられないかというような議論があったということで承知しております。

ただ、その当時は、国に推薦書をまず最初に出した年のもう寸前だったということで、このままでなってしまったということでございますが、今回、推薦書そのものを見直してということでございますので、推薦書を出すまでの間あるいは出した後も、世界遺産の登録までその名称というのは、明治日本の場合も変わってまいりましたが、すぐ実現できるかどうかというのはなかなか難しいかもしれませんが、国、それから長崎県、それから長崎県が設置します学術会議、そういうところで、天草市とともに県も、ぜひ入れてほしいということをいろんな場面で伝えていきたいということで考えております。

○池田和貴委員 ぜひ頑張っていただきたい というふうに思っております。

特に、これは天草の地元のほうからの、今 までの経緯も含めての話なんですが、やはり 長崎県さんと話をするときに、市と県と話をすると、やっぱりどうしてもなかなか―まあ、これは考え方の違いもあるんですけれども、やっぱりなかなか難しいことが多かったと。だから、やはり県同士でこういったのはしっかりと話し合いをしてもらわないと、非常に、何というか、心細いというか、不安であるとかという声も出ているんですよね。そういった意味では、しっかりと県がこの辺については長崎県と話をしていただくように、ぜひお願いをしておきたいというふうに思います。要望です。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありません か。

○西聖一委員 済みません、先ほどの予算の やりとりの中で、財政課長に、 私の全くの勘違いで、反対でしたので、この 場でおわびを申し上げます。済みませんでし た。

あわせまして、委員長には、先ほどの関連 の発言は削除でお願いいたします。

○髙野洋介委員長 わかりました。そのよう に取り計らいます。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 なければ、これで報告に 対する質疑を終了いたします。

次に、平成27年度総務常任委員会における 取り組みの成果について、私から御説明申し 上げます。

1月の閉会中委員会でも御報告いたしましたが、この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

施策等への反映状況については、私に項目

の選定等を御一任いただきましたので、副委員長及び執行部とで協議いたしまして、当委員会としては、2項目の取り組みを挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも委員会審議 により、取り組みが進んだあるいは課題解決 に向けての検討や調査が動き出したようなも のを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題 や要望等についても、執行部で調査検討等を 続けておられますが、これらの項目を特に具 体的な取り組みが進んでいるとして取り上げ ました。

それでは、この案につきまして何か御意見 等はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに委員の先生方から何かご ざいませんか。

○山本伸裕委員 2月の市町村議会では、連 携協約というんでしょうか、連携中枢都市だ とか定住自立圏だったか、あれの市町村での 協定、協約が結ばれていくということになる かと思うんですけれども、そうなってくる と、中心都市がいろんな機能をカバーして、 それぞれの周辺自治体に対してのいろんな行 政サービス提供なり、支援を行っていくとい うことになるかと思うんですけれども、そう いう状況になったときに、県の責任といいま すか、これまでの市町村に対する県の行政の 立場というのはどういうふうに変わっていく のだろうかというのと、それからもう一つ は、中心都市が、いろんな、医療であるとか 福祉であるとか、そういったのをカバーでき るような財政的あるいは体制的なものが保証 できるのだろうかという心配があるんですけ れども、そういう点ではいかがですかね。

○竹内市町村課長 連携中枢都市圏等の連携 協約の動きというのが、熊本市を中心に始ま ります。

この協定自体は、それぞれの市町村が個別に結ぶものでございます。全体の広域連携の中で、例えば子育てであったり、医療であったり、個別の市町村の課題に応じて中枢となる拠点の部分との協約を結ぶわけですので、そこについては、県全体、一定レベルのミニマム、プラスその周辺都市としての課題に応じた協定が結ばれるのではないかと。

緩やかな連携をすることで、それぞれの市町村で足りない部分が広域的に実施することができるので、県としても、広域連携を進める観点からは、特に支障があるというふうには考えておりません。

そういったところでの連携事例が、さらに そのほかの地域にも波及できるように、県と しては、今回の骨格ではお出ししていません けれども、今年度も県独自の広域連携の補助 金等をつくっておりますので、そういったの を活用しながら、個別に連携できる部分、足 りない部分をお互いに補完する部分というの は、進めていただいていいんではないかとい うふうに思っています。

○山本伸裕委員 お話はわかりました。

地方自治は、やっぱり住民の暮らしを守るという点での二重構造になっていて、やっぱり市町村の足りない部分を県が補完したり、指導したり、手当てをしたりというような役割があるかと思うんですけれども、そういう点では、引き続き県が果たす役割というのは大きいんじゃないかというふうに思いますので、そういう点では、国に対しても、県も積極的な役割をお願いしたいというふうに思います。

○髙野洋介委員長 ほかにございませんか。

大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の 議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

午後0時44分閉会

○高野洋介委員長 なお、本年度最後の委員 会でございますので、一言御挨拶を申し上げ ます。

本年度、渕上副委員長を初め委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりました。委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、総務部長、企画振興部長を初め執行 部の皆さんにおかれましては、常に丁寧な説 明と答弁をしていただき、御協力いただいた ことに対し、心から感謝と御礼を申し上げま す。

また、左座書記におかれましても、約1年間、しっかり支えていただき、心より御礼申 し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行 部の皆様方の今後のますますの御健勝と御活 躍を祈念いたしまして、簡単ではございます が、御挨拶にかえさせていただきます。

1年間、まことにお世話になりました。 (拍手)

続きまして、副委員長から御挨拶をお願い いたします。

○渕上陽一副委員長 一言御礼を申し上げま す。

高野委員長を初め委員の皆様方には、温かい御支援、御協力をいただきまして、無事に務めることができました。心から御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様方には、丁寧に説明または御提案をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

今回、勇退される方もいらっしゃいます が、全ての皆さん方が元気に活躍されますこ とを心から祈念を申し上げまして、御礼にか えさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。(拍手)

○高野洋介委員長 最後に、お伝えしていませんでしたけれども、先ほど副委員長がおっしゃいましたけれども、今年度は、本日御出席の中から10名の方が御勇退されるというふうに伺っております。長い間、県行政の推進に御尽力いただき、御苦労さまでございます。

突然ではございますが、名前をお呼びさせていただきますので、皆様方の長い行政生活を振り返って、時間は問いませんので、しゃべりたいだけしゃべっていただいて構いませんので、一言御挨拶をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、建制順にお呼びさせていただき ますので、よろしくお願いいたします。

(加久総務私学局長、古谷総務事務センター長〜佐藤議会事務局長の順に挨拶) ○髙野洋介委員長 ほかに、自分はもうやめるという方、国に帰るという方で、一言、吉田企画課長、大丈夫ですか。

本当に、皆様方、長い間行政に携われまして、まことにありがとうございました。これからも、体には十分留意をされまして、県勢発展のためにお力添えをいただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第6回総務常 任委員会を閉会いたします。

最後まで、本当にお疲れさまでございました。 お世話になりました。

午後 0 時53分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

総務常任委員会委員長